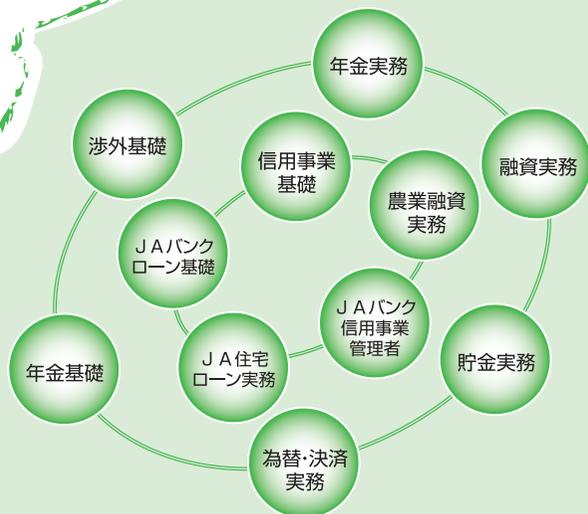


信用事業業務検定試験
試験問題と解説

貯金実務



系統信用事業の人材育成機関

試験問題編



平成27年2月7日実施

〈第36回〉

貯金実務

〔問1〕 貯金取引における取引の相手方の確認について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金は特定の者(貯金者)から預かり、それをその特定の者(貯金者)へ返還しなければならない指図債権である。
- (2) 貯金者を認定するにあたり、貯金通帳・証書・届出印章の占有者であることが確認できれば、真の貯金者として認定しても問題はない。
- (3) 「主観説」とは、「自己の出捐により自己の貯金とする意思で貯金した場合には、その出捐者を貯金者とみなす」という説である。
- (4) 「客観説」とは、「預入に際して、他人(預入行為者以外の者)が貯金者であることを明示または黙示したとき以外は、預入行為者を貯金者とする」という説である。
- (5) 貯金者認定で被る金融機関の不利な立場を救済するために、「貯金規定の中の免責条項」と民法の「債権の準占有者に対する弁済規定」がある。

〔問2〕 貯金取引の相手方について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 意思能力が不完全であることを理由に、行為能力が制限されている者を制限行為能力者といい、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人がこれに該当する。
- (2) 未成年者が資金の借入をする場合、法定代理人の同意を得るか、法定代理人が未成年者の代理人として取引しなければ、あとで取消されることがある。
- (3) 未成年者とは、満20歳に達しない者をいうが、男女とも満16歳になれば父母の同意を得て結婚することができ、結婚後は成年者とみなされる。
- (4) 個人(自然人)との取引において、取引のあとで制限行為能力者であることが判明した場合は、取消することができる行為であっても、実際に取消されなければその行為は有効である。
- (5) 未成年者の法定代理人は、第一次的には親権者となり、父母がともに死亡、または親権者が管理権を有しないときは、第二次的に未成年後見人がつけられる。

[問3] 成年後見制度等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 成年後見人は、家庭裁判所が最も適切な者を選任することになっているが、複数の成年後見人や法人が選任されることもある。
- (2) 成年被後見人自身(本人)の法律行為については、いかなる場合でも本人または成年後見人に取消権の行使が認められている。
- (3) 被保佐人とは、精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分なため、家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた人をいう。
- (4) 後見開始の審判を申立てることのできる人は、本人、配偶者、四親等内の親族などのほかに、市町村長が申立を行う場合もある。
- (5) 被補助人とは、軽度の精神上的の障害により判断能力が不十分なため、家庭裁判所から補助開始の審判を受けた人をいう。

[問4] 法人との取引について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 営利を目的とする法人を営利法人といい、会社法では会社は株式会社と持分会社の2つの類型に分けられる。
- (2) 法人の目的は、定款または寄付行為に記載され、営利法人は、記載された目的に限らず、目的遂行に必要な行為もすべてこの目的の範囲内と解して、取引の安全を保持する建前をとっている。
- (3) 法人は、民法その他の法律に基づいて設立され、設立登記によって法律上の人格(権利能力)を取得する一定の目的を持った社会的組織である。
- (4) 法人と貯金取引をする場合、設立根拠法、定款、登記事項証明書などによって、目的の範囲などを確認し、原則として正当な代表権限を持った者または登記されている支配人と取引を行う。
- (5) 取締役会設置会社では、代表執行役が会社を代表し、委員会設置会社では、代表取締役が対内的な業務執行権と対外的な会社代表権を持つ。

[問5] 代理人との取引について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 法定代理とは、本人の意思に基づいて代理人を選任される場合をいう。
- (2) 代理人が代理行為をする場合、本人の名を示せば本人の代理人であることを明らかにする必要はない。
- (3) 支配人登記されている株式会社の支社長と貯金取引をする場合、会社の代表者から代理人届を届出してもらう必要がある。
- (4) 表見代理の制度は、外見を信じた相手方を取引の安全の見地から保護するために設けられた制度である。
- (5) 無権代理人が相手方と行った契約は、本人が追認した場合でも法的効果は生じず、無権代理人自身が相手方に責任を負う。

[問6] マネー・ローンダリングと「疑わしい取引の届出制度」について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 「疑わしい取引の届出」を行おうとすることまたは行ったことを、取引の相手方やその者の関係者に漏らしてはならない。
- (2) 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われる口座に係る取引は「疑わしい取引の届出」の届出対象とされている。
- (3) 取引未成立(未遂)の場合は、取引の相手方に「疑いがある」場合でも届出の対象にはならない。
- (4) 短期間のうちに頻繁に行われる取引で、現金または小切手による入出金の総額が多額である場合は、「疑わしい取引の届出」の届出対象となる。
- (5) マネー・ローンダリングとは、金融取引を利用して、あたかも正当な収入であるかのように見せかけて、不法収益の没収を免れることを目的とする行為をいう。

[問7] 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 現金等による200万円を超える取引(入出金、両替取引等)を行う際は、取引時確認が必要である。
- (2) 特定取引を行う際の取引時確認事項は、顧客が法人の場合、名称・本店または主たる事務所の所在地(本人特定事項)の2項目である。
- (3) 「高リスク取引」に際して、資産および収入の状況について確認することは義務づけられていない。
- (4) 金融機関の店舗等で行う対面の本人特定事項の確認は、運転免許証、健康保険証、住民票等の提示を受けて行えば、正しく確認したことになる。
- (5) 金融機関は、少額の取引(1万円以下の資金移動にかかる取引)についても、取引記録を作成し7年間保存しなければならない。

[問8] 貯金取引の法的性質について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金取引の際に貯金通帳や貯金証書を作成・交付・記帳するのは、貯金契約が要式契約だからという理由によるものではなく、貯金債権という債権の存在を証拠だてるためである。
- (2) 貯金契約は、組合と貯金者の双方が互いに義務を負う「双務契約」である。
- (3) 貯金の受入れに関する規定では、証券類であっても、ただちに取立のできないものは、貯金として受入れられない。
- (4) 貯金契約は、意思表示の合致のほかに、金銭の授受があってはじめて、契約の効力が発生する要物契約である。
- (5) 貯金取引のように、金融機関があらかじめ定めた契約内容を取引の相手方がそのまま受入れて取引を始める方法の契約を「付合契約」という。

[問9] 貯金債権の発生(貯金契約の成立)および貯金債権の消滅について、誤っているものを1つ選びなさい(なお、貯金の成立時期の解釈については、判例や金融機関の実務における一般的な解釈によるものとする)。

- (1) 店頭で貯金のための現金入金があった場合には、店頭でテラーが実際に現金を受取り、確認、受領したときに貯金契約が成立する。
- (2) 顧客がATMにより貯金の預入れを行う場合、ATMが現金を計算し終わって数量を表示したときが、貯金契約成立の時点と解される。
- (3) 「過振り」は金融機関の義務ではなく、金融機関の裁量に基づく例外的な「一時立替払い」で、回収不能になれば組合が損害を受けることになる。
- (4) 貯金が当店券の受入れによる場合、その当店券を入金記帳したと同時に貯金契約が成立する。
- (5) 貯金債権の最も普通の消滅原因である貯金の払戻しは弁済にあたるが、そのほかにも、相殺、更改、免除などによって債権は消滅する。

[問10] 貯金の受入時の留意事項について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 付帯物件付の荷為替手形、引受のない為替手形も貯金として受入できる。
- (2) 錯誤によって、被仕向店が仕向店から受信した振込通知と異なる入金処理をしても、入金先が貯金債権を取得したことにはならない。
- (3) 通帳を持参せずに窓口入金した場合、通帳に記載しなくても貯金契約は成立する。
- (4) 金融機関が口座相違や入金額相違をしたために、第三者が損害を被った場合には、金融機関は損害賠償の責任を負うことがある。
- (5) 証券類を受入れる場合において、裏書を要する手形・小切手の受入時は、その裏書が連続していることを確認する。

[問 11] 貯金払戻し時の留意事項について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 無通帳の場合、貯金者本人であることを熟知し、または、貯金者の代理人であることが明確であっても、貯金の払出しには応じることができない。
- (2) 組合が番号札を差出した人に貯金を払戻した場合、その人が無権利者でも、組合が善意・無過失である限りその払戻しは有効となる。
- (3) 貯金規定では、押捺の印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、同一印章によるものと相違ないと認めて取扱ったときであっても、その印章が偽造、変造であったために、生じた損害は組合が責任を負うこととしている。
- (4) 代筆は原則として避けなければならないが、身体に障がいのある貯金者から代筆の依頼を受けた場合は、担当者の判断により代筆の手続をとっても問題はない。
- (5) 事故届(喪失届)が出ているにもかかわらず、これを無視し、あるいは気づかずに払戻しをした場合、免責約款や民法の「債権の準占有者に対する弁済」の規定により免責される。

[問 12] 貯金取引における諸届について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 諸届を受理した後で、その変更内容どおりの処理をしないために損害が発生すれば、金融機関の責任になる。
- (2) 印章喪失を理由として改印届がなされるときは、免責約款の適用される余地はなく、届出人が真の貯金者であることを、できる限りの方法で調査しなければならない。
- (3) 届出事項の変更、印章・通帳・証書の喪失時は、遅滞なく金融機関に届出ることを貯金者に義務づけており、届出を怠ったことにより生じた損害については、金融機関は責任を負わないことを貯金取引約款で特約している。
- (4) 代理人が変更になった場合には、当該代理人から代理人変更届と新印鑑票の提出を受ける。
- (5) 通帳や証書を再発行した場合、通帳・証書には「再発行」と表示するが、これは喪失した通帳・証書が発見されたとき、旧通帳・証書と区別するためである。

[問 13] 貯金保険制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 決済用貯金は全額保護されるが、決済用貯金以外の保護対象貯金等は、1金融機関1人あたり、合算して元本1,000万円までとその利息等が保護される。
- (2) 「定期積金」は貯金ではないが、貯金保険の対象である。
- (3) 貯金保険の対象となる金融機関は、農協、漁協、信農連、信漁連、農林中金などで、日本国内に本店がある銀行などの預金は、貯金保険制度の対象ではない。
- (4) 貯金保険制度で全額保護される決済用貯金とは、「①無利息、②要求払い、③決済サービスを提供できること」の3要件を満たすものである。
- (5) 金融機関が破たん前に顧客から振込の依頼は受けているものの、顧客から受入れた資金が振込先へ移動していない取引に係る債務は、全額保護されない。

[問 14] 偽造・盗難キャッシュカードおよび盗難通帳等に関する貯金者保護について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 「本人が他人に暗証を知らせた場合」「本人が暗証をキャッシュカード上に書き記していた場合」は、「本人の重大な過失となりうる場合」に該当し、補てん請求の対象にはならない。
- (2) 預貯金者保護法は、真正なカード等以外を使用して行われる ATM 等による払戻し、借入については民法の規定適用を排除し、偽造カード等による払戻し等から預貯金者を保護している。
- (3) 盗難通帳の場合において、通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合、「預貯金者の重大な過失となりうる場合」に該当する。
- (4) 盗難カードによる不正な払戻しがあったとき、金融機関が善意・無過失であることおよび貯金者に過失(重過失を除く)があることを金融機関が証明した場合は、補てん対象額は4分の3に減免される。
- (5) 預貯金者が盗難通帳により預貯金の不正払戻しの被害にあった場合には、一定の要件を満たせば、原則として通知があった日の30日前の日以降になされた払戻しにかかる損害額の補てんを金融機関に請求できる。

[問 15] 金融商品販売法および金融商品取引法について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 金融商品販売業者は、顧客に対して契約締結後、「市場リスク」「信用リスク」「権利行使期間・解約期間の制限」等の重要事項を顧客に説明しなければならない。
- (2) 改正された金融商品販売法では、金融商品の販売にあたって「断定的な判断の提供」等を行ってはならないことについては明文化されていない。
- (3) 金融商品を取り扱う業者はすべて「金融商品取引業」と位置づけられ、金融庁に申請・登録した業者でないと業務ができなくなった。
- (4) 消費者契約法でいう不適切な勧誘とは、①不実告知、②断定的判断、③故意の不告知、④不退去、⑤退去妨害を指す。
- (5) 「金融商品販売法」でいう金融商品販売業者とは、農協、漁協、銀行、証券会社、保険会社等で、媒介業者、代理業者は含まれていない。

[問 16] 個人情報保護および貯金取引における守秘義務等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 組合の貯金業務において取得する個人情報、貯金口座開設時の口座開設申込書に記載された、氏名、印影、住所、電話番号の特定の個人を識別できる情報などが該当する。
- (2) 金融機関の守秘義務は法律上明記されており、信用事業の業務遂行の過程で得た顧客情報は秘匿の義務がある。
- (3) 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」で、個人の機微情報については、法令等に基づく場合など一定の例外を除いて、取得・利用・第三者提供をすることは禁じられている。
- (4) 貯金業務を通じての貯金者の個人情報の取得・利用・提供は、組合が貯金者に示している利用目的の範囲内で行う等適正な取扱をしなければならない。
- (5) 金融庁が制定したガイドラインで例外的に機微情報の取得が認められるなか、**「相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な場合」**がある。

[問 17] 貯金残高証明書の発行および貯金取引の秘密保持について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金者が死亡し、相続人から残高証明書の発行依頼を受けた場合は、依頼人が相続人であることを戸籍謄本等の提出を受けて確認し、依頼人と取引があるときを除いて、実印による残高証明発行依頼書の提出を受け、印鑑証明書により印鑑照合する。
- (2) 組合が貯金者本人の承諾を得ずに、第三者に残高証明書を発行して、秘密を漏らした場合には、損害賠償責任を問われるおそれもある。
- (3) 貯金者以外の者からの残高証明書の発行依頼があっても、未成年者の親権者からの発行依頼のような法令に基づくものであれば発行に応じてよい。
- (4) 証明する貯金残高の中に、未決済の他店券残高が含まれているときは、「うち未決済他店券残高〇〇円」などと内書きする。
- (5) 貸越となっている総合口座の残高証明書を発行する場合は、債権から債務を差引いて証明する。

[問 18] 源泉分離課税方式および非課税制度、財形貯蓄非課税制度について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 「障害者等の少額貯蓄非課税制度」を利用するためには、身体障害者手帳など一定の確認書類を金融機関に提出する必要がある。
- (2) 税務署に対する支払調書は、個人貯金についても提出する必要がある。
- (3) 財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄、一般財形貯蓄の加入には、「満55歳未満」という年齢制限がある。
- (4) 財形年金貯蓄の目的は老後の年金受取に限定され、積立期間として3年以上の定期的給与天引積立契約が必要である。
- (5) 国税を天引徴収することを特別徴収といい、地方税を天引徴収することを源泉徴収という。

[問 19] 普通貯金の口座開設、受入れ・払戻し等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 普通貯金は手形・小切手の支払委託のような複雑な法律関係を含む当座勘定取引開始のときと違って、特別な事情がない限り、申込があれば口座開設に応ずるのが一般的である。
- (2) 「一見の客」からの線引小切手による口座開設は、謝絶しなければならない。
- (3) 窓口において現金で払戻す場合には、番号札(合札)の確認と同時に、請求金額を試問するなど適宜の注意が必要であり、顔見知りの顧客にも番号札の使用を省略してはならない。
- (4) 貯金口座の残高不足によって口座振替処理が不能になったとき、金融機関は貯金者にその旨を通知する義務がある。
- (5) 貯金口座に入金した証券類が不渡となって返却された場合には、直ちにその金額を貯金元帳から引落とし、不渡となった証券類は貯金者に返還する。

[問 20] 普通貯金の利息計算について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 普通貯金の付利最低残高は、各金融機関が自由に定めることができるが、利息を付ける最低残高は1,000円以上が一般的である。
- (2) 普通貯金の決算利息は、当初預入日または前期の決算日から今期の決算日当日までの毎日の貯金残高について計算されたものである。
- (3) 貯金利息の計算期間の日数の数え方は、預入日から払戻日(または解約日)の前日までである。
- (4) 他店券入金の場合は、他店券が決済された日(手形交換の場合は手形交換日)から利息を付ける。
- (5) 各金融機関は自由に金利(利率)を決定し、店頭に掲示することになっている。

[問 21] 貯蓄貯金、通知貯金、納税準備貯金、別段貯金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯蓄貯金のスウィングサービスには、普通貯金から貯蓄貯金に振替える順スウィングと貯蓄貯金から普通貯金に振替える逆スウィングがある。
- (2) 通知貯金の据置期間は7日間、払戻しの予告期間は払戻日の2日前までと定めているところが一般的である。
- (3) 通知貯金は他の貯金と同様に金銭消費寄託契約であるが、据置期間や払戻予告等の定めがあり、法律的には条件付金銭消費寄託契約ということになる。
- (4) 別段貯金は、金融機関取引に付随して発生した未決済、未整理の一時的保管金その他の預り金で、他の貯金科目として取扱うのが適当でないものを便宜上処理しておく勘定科目である。
- (5) 納税準備貯金は、利子に所得税が課せられないが、納税準備貯金通帳には印紙税が課せられる。

[問 22] 総合口座について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 総合口座を開設して、定期貯金をセットした場合、金融機関と貯金者との間に、①消費寄託契約と、②消費貸借の予約という2つの契約が結ばれたことになる。
- (2) 総合口座にセットできる定期貯金の名義と普通貯金の名義は、同一でなくてもよい。
- (3) 総合口座にセットできる定期貯金は、自動継続扱のものに限られる。
- (4) 手形交換所規則に定める取引停止処分を受けた者は、総合口座を開設することはできない。
- (5) 定期貯金に対する担保設定の順序は、利率の高い順、かつ同利率のものがある場合は預入日の遅い順に行われる。

[問 23] 当座貯金(当座勘定取引契約)について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 当座勘定取引契約は諾成契約であるから、最初の入金がなくても契約は成立する。
- (2) 本人または代表者以外の者が代理人として当座勘定取引を行い、手形・小切手を振出す場合は、代理人から代理人関係届と代理人の印鑑の届出を受ける。
- (3) 手形交換所から取引停止処分を受け、満2年が経過していない者とは取引ができない。
- (4) 先日付小切手でも、「振出日」前に金融機関に呈示があれば支払うことができる。
- (5) 当座勘定取引開始時に、金融機関が申込者の信用調査をするのは、法的義務があるからではなく、当座勘定取引をする金融機関自身の信用保持のためである。

[問 24] 当座貯金の支払いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 記名式小切手の場合は、所持人に受取裏書(住所・氏名を記入し押印)をしてもらい、その裏書が連続していることを確認したうえで支払う。
- (2) 線引小切手の場合は、組合は他の金融機関または自組合の取引先にしか支払うことができない。
- (3) 持出金融機関が手形交換に持出す手形・小切手には、持出に際してあらかじめ届出た交換印を押印することが義務づけられている。
- (4) 交換呈示した手形が不渡返還された場合、不渡手形の所持人が裏書人等に支払請求することを、「遡求」という。
- (5) 当座貯金の支払方法は、①店頭支払、②交換支払、③代金引落の3つに大別される。

[問 25] 当座貸越と過振りについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 当座貸越取引は、取引先の支払資金不足のとき、自動的に貸出が行われ、当座貯金に入金があれば自動的に貸越金の返済に充当されるので、金融機関にとって事務負担は軽く、貸出利率は他の貸出に比べ若干低率になっているのが一般的である。
- (2) 過振りは、金融機関の義務ではなく、裁量に基づく例外的な取扱で、回収不能になれば組合が損害を負うことになる。
- (3) 当座貸越契約の解約には、取引先の申出を受けて行われる任意解約と、金融機関からの一方的解約(強制解約)がある。
- (4) 当座貸越取引は、定期貯金担保を要件とせず、一般貸出と同様のリスクを負うので、一般貸出と同じように信用調査などを厳格に行う必要がある。
- (5) 当座貸越契約の法的性質は、支払資金が不足したときに一定の極度額まで貸出すという条件の付いた消費貸借の予約であるとされている。

[問 26] 当座勘定取引の解約について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 取引先から当座勘定取引契約の解約申出を受けたとき、取引先には未使用分の小切手・手形用紙を返却する義務はなく、組合も回収する必要はない。
- (2) 取引終了後に呈示された小切手・手形については、原則として「該当口座なし」の理由で不渡返還する。
- (3) 当座勘定取引が解約された場合は、これに付随する当座貸越契約も自動的に解約となる。
- (4) 取引先の信用状況が不良のために行う強制解約の場合、組合が解約通知を郵送し、その解約通知が取引先に実際に到達しなければ解約の効力は生じない。
- (5) 取引先が死亡前に振出した小切手は、小切手それ自身の効力に影響はなく、死亡後に金融機関に呈示された小切手の支払も何ら支障はない。

[問 27] 定期貯金の商品概要や受入れについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 現金と他店券を一緒に受け入れる場合は、利息計算期間、満期日設定、不渡時の対応等に問題があるので、現金と他店券の金額に分けて定期貯金を取組むことになる。
- (2) 定期貯金は、払戻期限が貯金契約日から1か月以上経過した日に到来する貯金で、法的性質が「確定期限付金銭消費寄託契約」であることに特色がある。
- (3) 積立式定期貯金は、1つの包括的貯金契約に基づいて複数の預入を行うもので、個々の預入された積立金が合体して1個の債権を形成すると解される。
- (4) 受入れた証券類の取立が完了した時点が定期貯金の成立時期となる。
- (5) いったん預入された定期貯金の満期日は、変更することができる。

[問 28] 定期貯金の書替継続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 自動継続定期貯金は継続前、継続後の貯金の同一性は明らかで、継続前の定期貯金に設定された質権の効力は継続後の定期貯金に及ぶ。
- (2) 定期貯金を満期日後に書替継続する「起算日扱いによる書替継続」は、定期貯金契約に反するため、真にやむをえないとき以外は取扱を避けるべきである。
- (3) 自動継続定期貯金については、当初預入時に定期貯金の自動継続の意思を確認していることから、以降、預入期間満了ごとに当該定期貯金を継続するかどうかの確認は必要ないとされている。
- (4) 元金の一部を現金か他貯金口座に振替えて支払い、残額は新元金として継続できる。
- (5) 増額書替の場合、従来の定期貯金の継続部分は、書替後の貯金の一部をなすに過ぎないので、同一性は失われたものと解されている。

[問 29] 定期貯金の中途解約について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 中途解約の場合は、貯金規定の貯金払戻しに関する免責条項や、民法の「債権の準占有者に対する弁済」の規定は適用されない。
- (2) 組合が農協(漁協)取引約定書を徴している場合は、貸出金の弁済期限が到来していなくても、組合に預入されている定期貯金等と相殺または払戻充当によって貸出金を回収できる。
- (3) 貯金者の申出によってやむをえず中途解約に応ずることは、貯金者が当初の契約に違反しているわけなので、通常満期払戻しより金融機関の注意義務は軽減される。
- (4) 定期貯金は、満期日まで払戻しをしないという約束をすることによって成立する期限付貯金債権であるから、貯金者から中途解約の請求があっても、「当然これに応ずる法的義務」は金融機関にない。
- (5) 民法の規定に従って行う相殺を「約定相殺」といい、当事者の約定に基づいて行う相殺を「法定相殺」という。

[問 30] 定期貯金の利息計算等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 定期貯金の利息計算方法には、①約定期間利息、②期限後利息、③中間払利息、④中途解約利息(期限前解約利息)がある。
- (2) 定期貯金の約定期間利息の利息計算の結果、利息額に円未満が生じた場合はそれを切捨てる。
- (3) 期限後利息は解約日または書替継続日の組合所定の利率によって計算する。
- (4) 5月31日に預入された6か月定期貯金の満期日は、11月30日である。
- (5) 預入日が平成26年3月19日(水)で、満期日が同年6月19日(木)とする3か月定期貯金の利息計算期間の日数は、93日である。

[問 31] 各種定期貯金の商品内容について、正しいものを1つ選びなさい(なお、商品内容については金融機関が一般的に取扱っているものとする)。

- (1) 大口定期貯金は最低預入金額を1,000万円、それ以上は1万円単位としているところが一般的で、適用金利は各金融機関で自由に設定できる。
- (2) スーパー定期貯金は、単利型のもは個人でも法人でも利用できるが、複利型(半年複利)は法人しか利用できない。
- (3) 期日指定定期貯金は、指定された満期日から3か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとされる。
- (4) 譲渡性貯金は定期性貯金に分類されるが、貯金保険制度の適用対象外である。
- (5) 変動金利定期貯金の取扱いにおいて、金利の上昇局面では、固定金利型に比べて変動金利型の方が、金融機関の調達資金の平均的な金利上昇スピードは遅くなる。

[問 32] 定期積金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 給付補てん金は、所得税法上は雑所得として取扱われる。
- (2) 定期積金の鮮度比率(積金年齢)は、鮮度比率が低い(積金年齢が若い)ほど将来の資金増加の見込みが高くなる。
- (3) 定期積金は「諾成契約」であるとされ、金融機関が定期積金口座開設申込書を受理しても、第1回の払込がなければ契約は成立しない。
- (4) 定期積金契約は、積金者から掛金が条件どおり払込まれると、金融機関に給付契約金の支払義務が生じるが、掛金の払込が遅れても払込を強制する権利はないので「片務契約」である。
- (5) 定期積金は、貯金保険制度の付保対象商品である。

[問 33] 定期積金の契約、受入、支払や解約について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 定期積金の掛金を、決まった掛込日より前に入金した場合、先掛日数等に応じて満期日を繰上げる取扱をする。
- (2) 満期日を経過した後解約する場合は、給付契約金のほかに、満期日から解約日までの期間について、所定の利率による期限後利息を支払う。
- (3) 満期日の給付補てん金の支払いにおいて、給付補てん金は利息ではないので、一律20.315%の源泉分離課税を適用されることはない。
- (4) 定期積金の掛金が自動振替扱いの場合、実務では振替特約日に証書がないまま入金処理されるので、証書等の交付は不要である。
- (5) 積金者が契約の途中で掛金の払込を中止し、そのまま満期日が到来したものを、一般に「中止満期」という。

[問 34] 外貨預金(外貨貯金)について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 外貨預金には「為替リスク」が伴うので、金融商品販売業者は販売が行われるまでの間に顧客に対して、重要事項の説明が義務づけられている。
- (2) 外貨預金を預入した時点で1ドル=100円だった為替レートが、解約時に1ドル=103円になった場合、ドルに対する円が高くなったことを意味し、「円高」あるいは「ドル安」になったという。
- (3) 系統が取扱う外貨定期預金は「オープン型」であるが、為替リスク回避の手段として、期中に為替予約を1回だけ利用できる。
- (4) 外貨預金を払戻しの際に米ドル資金を円資金に転換するが、この時に適用される外国為替相場は、対顧客電信買相場(TTB)が用いられる。
- (5) 外貨預金は顧客に対して証書・通帳を発行せずに、その都度「預かり通知書」を発行するステートメント方式である。

[問 35] 国債および個人向け国債について、正しいものを1つ選びなさい(なお、本問において、個人向け国債の発行期限が3年もの(個人向け国債3年)を「3年もの」、5年もの(個人向け国債5年)を「5年もの」、(個人向け国債10年)を「10年もの」という)。

- (1) 個人向け国債「3年もの」「5年もの」「10年もの」とも、他の国債と同様、マル優(少額貯蓄非課税制度)、マル特(少額公債非課税制度)を利用できる。
- (2) 個人向け国債「5年もの」は変動金利、「10年もの」は固定金利である。
- (3) 個人向け国債は、途中で換金(中途換金)することができない。
- (4) 現在、JAの窓口で販売できる国債は、個人向け国債に限られる。
- (5) 長期国債(10年)の発行にあたってのシ団引受方式は、現在も継続されている。

[問 36] クレジットカードとデビットカードについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 各金融機関は個人取引のメイン化・決済口座の確保を進めるうえで、クレジットカードを主要ツールとして位置づけている
- (2) J Aカードは、一体型カード(クレジットカード+ I Cキャッシュカード)を中心に据え、公共料金のカード決済をセットし J Aカード稼働会員の獲得に注力していく必要がある。
- (3) クレジットカードの取引は、カード会社、加盟店、カード会員の3者間の取引である。
- (4) クレジットカードの利用代金は、毎月指定日に指定の貯金口座から口座振替で支払われるが、万一残高不足等で決済がなされない場合でも、クレジットカード機能に制限が加わることはない。
- (5) デビットカードは、即時決済で、貯金残高の範囲内でしか利用できないため、クレジットカードとは違い、使いすぎの心配をせずに利用できるメリットがある。

[問 37] 貯金の譲渡・質入等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金の譲渡は、譲渡人である貯金者と譲受人の間に譲渡契約があれば、両者間で効力を生じるが、貯金譲渡の効力を組合または第三者に主張するためには、組合に譲渡の通知をするか、組合が承諾することが必要である。
- (2) 貯金の譲渡とは、貯金者が組合に預けてある貯金の返還請求権を、その同一性を保ちながら第三者との契約によって、その第三者に移転する財産処分行為のことである。
- (3) 貯金規定(譲渡性貯金を除く)において、貯金者は組合の承諾なしに貯金を質入することはできないことになっている。
- (4) 貯金の質入では、質権設定者は貯金者に限られ、質権者も貯金債務者(組合)に限られる。
- (5) 譲渡性貯金は、当初から譲渡可能な貯金として設計され、当然のことながら譲渡・質入できる。

[問 38] 貯金に対する強制執行について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 確定判決など請求権の存在と範囲を表示した文書で、法律により執行力が認められたものを債務名義といい、強制執行手続は債務名義がなければ行うことができない。
- (2) 強制的に換価処分する方法には、強制執行手続と担保権実行がある。
- (3) 転付命令とは、差押えた債務者の第三債務者に対する債権を支払に代えて券面額をもって差押債権者に移転させる裁判所の命令である。
- (4) 同じ貯金について差押の競合があると、第三債務者である組合は差押えられた貯金を差押債権者に対し支払できなくなり、その貯金を供託所に供託しなければならない。
- (5) 転付命令は貯金者と組合の双方に送達されるが、貯金者に送達されてから2週間を経過したときに確定して効力を生ずる。

[問 39] 相続制度について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 相続財産については、共有説と合有説との理論上の対立があるが、判例は合有説の立場をとっている。
- (2) 法定相続人には、被相続人と血族関係にある者および配偶者があるが、民法が定めている第1順位の相続人は、子と父母、配偶者である。
- (3) 相続放棄は代襲相続できないが、廃除や相続欠格は代襲相続はできる。
- (4) 配偶者・直系卑属・直系尊属・兄弟姉妹が、遺留分権利者になることができる。
- (5) 被相続人との婚姻の届をしていない、いわゆる内縁関係の夫婦にも、お互いに相続権がある。

[問 40] 貯金の相続手続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金者の死亡届が提出されたとき、または死亡した事実を知ったときは、まず死亡者に帰属する貯金を確認し支払差止措置をとる。
- (2) 貯金者が死亡したことを渉外担当者は知っていたが、貯金担当者に連絡しなかったことにより貯金を払戻した場合、たとえ貯金担当者は善意であっても、組合としては過失責任を問われる。
- (3) 相続貯金について、遺産分割が行われるまでの間に、貯金の払戻しの請求があったときは、相続人全員が連署した書類によって行うのが原則的な取扱である。
- (4) 遺言に基づく貯金の取扱の申出があった場合、その遺言に対して関係者間で争いがあるような場合は、遺言書だけを過信することなく家庭裁判所の調停・審判によって、貯金の帰属が明確になるのを待って、支払に応ずるような慎重な配慮が必要である。
- (5) 相続手続前に相続人の一部から葬儀費用のため貯金の一部について払戻請求があった場合、組合の善管義務を盾に支払を謝絶することが必要である。

[問 41] 手形(手形行為)・小切手(小切手行為)の特性について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形・小切手には、金額が必ず書かれているので、金銭債権的証券という性質がある。
- (2) 手形行為・小切手行為には独立性があり、これを手形行為独立の原則、小切手行為独立の原則という。
- (3) 約束手形の振出人に対する約束手形所持人の支払請求権は、支払期日から2年である。
- (4) 手形・小切手の再遡求権は、受戻した日または訴を受けた日から6か月である。
- (5) 記名証券は裏書によって譲渡が可能なものと、不可能なものがあり、裏書譲渡ができるもののことを指図証券という。

[問 42] 約束手形の要件等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形面に記載すると、記載した事項だけでなく、手形全体が無効になってしまう事項を有害的記載事項という。
- (2) 支払期日のうち「一覧後定期払」とは、手形に特定の日を記入せずに、手形所持人が支払呈示した日を支払期日とするものである。
- (3) 振出人が法人の場合、法人の名称のみを記載し届出印章を押した振出は無効とされている。
- (4) 振出地が記載されていない約束手形は、振出人の名称に付記されている地において振出されたものとみなされる。
- (5) 手形面に金額が二重に記載されている場合は、当座勘定規定により、所定の金額欄に書かれた方の金額を手形金額とする。

[問 43] 白地手形および約束手形の裏書について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 未完成の白地手形をそのまま金融機関に呈示することは、有効な呈示といえない。
- (2) 金融機関は、確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載がないものが呈示された場合、顧客にその都度連絡して当座勘定から引き落さなければならない。
- (3) 裏書の日付は必ず記載するよう手形法で規定されている。
- (4) 手形の場合、特定の手形所持人だけに主張できる抗弁を物的抗弁と呼び、誰に対しても主張できる抗弁のことを人的抗弁と呼ぶ。
- (5) 手形法では、裏書によって裏書人は、譲受人とその後者に対して、手形の支払を担保する義務を負う旨を定めているが、これを裏書の資格授与的効力という。

[問 44] 約束手形の支払について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形上の権利は約束手形用紙に約束手形要件を記入することで発生し、約束手形に裏書することで移転する。
- (2) 確定日払の約束手形の支払呈示期間は、支払期日を含む3取引日以内である。
- (3) 手形は通常の金銭債権と違い、取立債務とされている。
- (4) 約束手形を支払呈示期間経過後に支払場所である金融機関に支払呈示しても、手形所持人は遡求権を行使できる。
- (5) 約束手形の振出人は、手形上の債務者として絶対的な支払義務を負っており、手形上の権利が時効で消滅しない限り手形債務はなくなる。

〔問 45〕 為替手形の仕組み、約束手形との相違点について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 為替手形は支払約束証券であるが、約束手形は支払委託証券である。
- (2) 引受呈示は、通常、手形面に記載された支払場所で行われるが、支払呈示は、支払人の営業所または住所で行われる。
- (3) 約束手形には「支払機能」と「信用機能」があるが、為替手形には、①約束手形と同様の機能のほか、②送金機能と、③取立機能がある。
- (4) 為替手形の引受の方法には、「引受」またはこれと同一の意味を持つ文言を記載して署名する略式引受と、為替手形上に署名するだけの正式引受がある。
- (5) 為替手形の引受によって、支払人は引受人となり、手形上の債務者となって、支払期日に手形金の支払をする義務を負い、しかも支払期日から2年間は、所持人はいつでも引受人に支払請求ができる。

〔問 46〕 小切手の振出・譲渡・支払について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 小切手は「支払の用具」であり、直ちに支払が受けられるものでなければならず、当然に一覧払とされている。
- (2) 小切手の金融機関への呈示は、振出日から起算して10日のうちにしなければならない。
- (3) 小切手の振出日は、実際の振出日でなくてもよく、また先日付であっても差し支えない。
- (4) 小切手は振出人が金融機関に対して支払を委託して発行される有価証券で、為替手形と同じく支払委託証券である。
- (5) 交換呈示された記名式小切手または指図式小切手の裏書に不備があっても、受取人口座に入金されたことが明らかであれば、実務上は持出金融機関による入金証明によって、不渡返還を免れることができる。

〔問 47〕 線引小切手について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 小切手法上、「一般線引」を「特定線引」にすることも、「特定線引」を「一般線引」にすることも認められている。
- (2) 小切手の表面上に引かれた2条(2本)の平行線のなかに、特定の金融機関名を記入したものを、特定線引小切手という。
- (3) 一般線引小切手の効力は、①支払先が制限されること、②金融機関が小切手を受入れる相手方も制限されることである。
- (4) 一般線引の線引自体を抹消して線引のない小切手にしたり、被指名金融機関の名称を抹消することは認められていない。
- (5) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができる旨、当座勘定規定で特約している。

[問 48] 手形・小切手の紛失について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 手形・小切手の紛失者が約束手形・小切手の振出人や為替手形の引受人でない場合でも、金融機関に対して、絶対に支払わないよう要求することができる。
- (2) 小切手を紛失した場合、事故届を提出すればその小切手の呈示期間経過後でなくとも支払委託の取消の効果が生じる。
- (3) 自己宛小切手を紛失した場合、金融機関は発行依頼人からの紛失申出を受けて、支払委託の取消等を理由とする支払拒絶をすることができる。
- (4) 手形を紛失した場合、公示催告・除権決定によって紛失手形を無効にする必要があるが、公示催告は手形記載の支払地を管轄している簡易裁判所に申立てる。
- (5) 除権決定が確定すると、紛失手形は無効になるが、紛失した手形を所持している者は手形所持人としての形式的資格は失わない。

[問 49] 手形交換制度・取引停止処分制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形交換所の事業、構成員、手形交換手続、取引停止処分などの手形交換制度運営に関する諸事項を定めたものが手形交換所規則である。
- (2) 参加金融機関が手形交換に持出すことができる証券類は、手形・小切手・利札・郵便為替証書・配当金領収書に限られている。
- (3) 手形交換所の参加金融機関間における交換尻の決済は、日本銀行の本・支店（日本銀行のないところは、その手形交換所の幹事金融機関）にある各金融機関の口座で行う。
- (4) 取引停止処分は、手形交換所参加金融機関から手形交換所に対し、6か月以内に2回の不渡届が提出されたときに行われる。
- (5) 参加金融機関が手形交換所に持出す「手形」（交換証券類の総称）には、すべて交換印を押さなければならない。

[問 50] 手形・小切手の不渡届，不渡手形の返還方法等について，誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 依頼返却とは，一度交換のために持出した「手形」(交換証券類の総称)を持出金融機関と持帰金融機関とが協議のうえ，返還することをいう。
- (2) 第2号不渡事由には，契約不履行，印鑑(署名鑑)相違，詐取などがあり，これらに該当する場合は異議申立が認められている。
- (3) 第1号不渡事由と第2号不渡事由が重複した場合は，第1号不渡事由が優先するが，第1号不渡事由と第2号不渡事由のうちの偽造または変造とが重複した場合には，第2号不渡届を提出する。
- (4) 手形交換所の参加金融機関は，取引停止処分を受けた取引先について，信用が著しく回復したときは，手形交換所に取引停止処分の解除を請求することができる。
- (5) 不渡手形・小切手の返還方法について，東京手形交換所規則では，逆交換返還と店頭返還があり，逆交換返還は交換日の翌々営業日の手形交換において持出銀行あての持出手形に組み入れる。

「試験問題解説編」



平成27年2月7日実施

〈第36回〉

目 次

貯金業務の基本

問1	貯金取引における取引相手方の確認	26
問2	貯金取引の相手方	27
問3	成年後見人制度等	28
問4	法人との取引	28
問5	代理人との取引	29
問6	マネー・ローンダリングと「疑わしい取引の届出制度」	30
問7	犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認	31
問8	貯金取引の法的性質	32
問9	貯金取引の発生と消滅	33
問10	貯金の受入れ時の留意事項	33
問11	貯金払戻し時の留意事項	34
問12	貯金取引における諸届	35
問13	貯金保険制度	36
問14	偽造・盗難キャッシュカード等に関する貯金者保護	37
問15	金融商品販売法および金融商品取引法	38
問16	個人情報保護、貯金取引の守秘義務等	38
問17	貯金残高証明書の発行、貯金取引の秘密保持	39
問18	源泉分離課税方式および非課税制度、財形貯蓄非課税制度	40

流動性貯金・総合口座

問19	普通貯金の口座開設、受入れ、払戻し等	41
問20	普通貯金の利息計算	42
問21	貯蓄貯金、通知貯金、納税準備貯金、別段貯金	43
問22	総合口座	43
問23	当座貯金（当座勘定取引契約）	44
問24	当座貯金の支払い	45
問25	当座貸越と過振り	46

問26	当座勘定取引の解約	46
定期貯金・定期積金・国債の窓販等		
問27	定期貯金の商品概要や受入れ	47
問28	定期貯金の書替継続	48
問29	定期貯金の中途解約	49
問30	定期貯金の利息計算等	50
問31	各種定期貯金の商品内容	50
問32	定期積金	51
問33	定期積金の契約, 受入れ, 支払いや解約	52
問34	外貨預金 (外貨貯金)	53
問35	国債および個人向け国債	53
問36	クレジットカードとデビットカード	54
貯金業務関連知識と手形・小切手		
問37	貯金の譲渡・質入等	55
問38	貯金に対する強制執行	56
問39	相続制度	57
問40	貯金の相続手続	57
問41	手形 (手形行為)・小切手 (小切手行為) の特性	58
問42	約束手形の要件等	59
問43	白地手形, 約束手形の裏書	59
問44	約束手形の支払い	60
問45	為替手形の仕組み, 約束手形との相違点	61
問46	小切手の振出・譲渡・支払い	62
問47	線引小切手	62
問48	手形・小切手の紛失	63
問49	手形交換制度, 取引停止処分制度	64
問50	手形・小切手の不渡届, 不渡手形の返還方法等	65

正解と解説

貯金実務

● 貯金業務の基本

正解率 57%

正解 (5)

貯金取引における取引相手方の確認

問 1 貯金取引における取引の相手方の確認

- について、正しいものを1つ選びなさい。
- (1) 貯金は特定の者（貯金者）から預かり、それをその特定の者（貯金者）へ返還しなければならない指図債権である。
 - (2) 貯金者を認定するにあたり、貯金通帳・証書・届出印章の占有者であることが確認できれば、真の貯金者として認定しても問題はない。
 - (3) 「主観説」とは、「自己の出損により自己の貯金とする意思で貯金した場合には、その出損者を貯金者とみなす」という説である。
 - (4) 「客観説」とは、「預入に際して、他人（預入行為者以外の者）が貯金者であることを明示または黙示したとき以外は、預入行為者を貯金者とする」という説である。
 - (5) 貯金者認定で被る金融機関の不利な立場を救済するために、「貯金規定の中の免責条項」と民法の「債権の準占有者に対する弁済規定」がある。

↳ 解説

- (1) 貯金は特定者（貯金者）から預かり、それをその特定者（貯金者）へ返還しなければならない指名債権である。貯金取引の開始にあたって、取引の安全性を確保するために、まず取引の相手方をしっかりと確認することが重要である。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 貯金者を認定するためには、①出捐者、②来店者、③貯金通帳・証書と届出印章の占有者、④貯金の名義者の4点を確認することが必要であり、①～④のなかの1つでも違う場合には、誰が貯金者であるかという問題が生じる。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 「主観説」とは、預入行為や意思表示等の外形を重視する考え方で、他人（預入行為者以外の者）が貯金者であることを明示（はっきり言うこと）または黙示（暗黙のうちに意思を示すこと）したとき以外は、預入行為者を貯金者とする説である。したがって、(3)の記

述は誤りである。

- (4) 「客観説」とは、実質を重視する考え方で、自己の出捐により自己の貯金とする意思で貯金した場合には、その出捐者を貯金者とみなすという説である。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 貯金者認定で被る金融機関の不利な立場を救済するために、「貯金規定中の免責条項」と民法の「債権の準占有者に対する弁済規定」がある。ただし、この免責条項による免責も、債権の準占有者に対する弁済規定も、金融機関の善意・無過失が前提となるので留意する必要がある。したがって、(5)の記述は正しく、これが本問の正解である。

貯金取引の相手方

問 2 貯金取引の相手方について、誤っているものを1つ選びなさい。

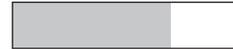
- (1) 意思能力が不完全であることを理由に、行為能力が制限されている者を制限行為能力者といい、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人がこれに該当する。
- (2) 未成年者が資金の借入をする場合、法定代理人の同意を得るか、法定代理人が未成年者の代理人として取引しなければ、あとで取消されることがある。
- (3) 未成年者とは、満20歳に達しない者をいうが、男女とも満16歳になれば父母の同意を得て結婚することができ、結婚後は成年者とみなされる。
- (4) 個人（自然人）との取引において、取引のあとで制限行為能力者であることが判明した場合は、取消することができる行為であっても、実際に取消されなければその行

為は有効である。

- (5) 未成年者の法定代理人は、第一次的には親権者となり、父母がともに死亡、または親権者が管理権を有しないときは、第二次的に未成年後見人がつけられる。

正解率 70%

正解 (3)



解説

- (1) 意思能力が不完全であることを理由に、行為能力が制限されている者を制限行為能力者といい、未成年者、成年被後見人、被保佐人および被補助人がこれに該当する。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 未成年者であっても、一定の行為を行うことはできるが、担保の提供とか、資金の借入をする場合等には、法定代理人の同意を得るか、または法定代理人を未成年者の代理人として取引しなければ、あとで取消されることがある。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 未成年者とは、満20歳に達しない者をいうが、男は満18歳、女は満16歳になると父母の同意を得て結婚することができ、結婚後は成年者とみなされる。したがって、(3)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 個人（自然人）との取引において、取引のあとで制限行為能力者であることが判明した場合は、取消することができる行為であっても、実際に取消されなければその行為は有効である。しかし、そのまま放置しておく、いつ取消されるか不安が残るので、制限行為能力者を保護する者（法定代理人等）

に積極的に追認してもらうように手続を取る必要がある。したがって、(4)の記述は正しい。

- (5) 未成年者の法定代理人は、第一次的には親権者となり、父母がともに死亡、または親権者が管理権を有しないときは、第二次的に未成年後見人がつけられる。したがって、(5)の記述は正しい。

成年後見人制度等

問 3 成年後見制度等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 成年後見人は、家庭裁判所が最も適切な者を選任することになっているが、複数の成年後見人や法人が選任されることもある。
- (2) 成年被後見人自身（本人）の法律行為については、いかなる場合でも本人または成年後見人に取消権の行使が認められている。
- (3) 被保佐人とは、精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分なため、家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた人という。
- (4) 後見開始の審判を申立てることのできる人は、本人、配偶者、四親等内の親族などのほかに、市町村長が申立を行う場合もある。
- (5) 被補助人とは、軽度の精神上的の障害により判断能力が不十分なため、家庭裁判所から補助開始の審判を受けた人という。

正解率 50%

正解 (2)

解説

- (1) 成年後見人は、家庭裁判所が最も適切な者を選任することになっているが、

複数の成年後見人や法人が選任されることもある。したがって(1)の記述は正しい。

- (2) 成年被後見人自身（本人）の法律行為については、本人または成年後見人に取消権の行使が認められているが、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、補助・保佐・後見に共通して取消権の対象から除外される。したがって、(2)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 被保佐人とは、精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分なため、家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた人という。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 後見開始の審判を申立てることのできる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、検察官のほかに、市町村長が申立を行う場合もある。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 被補助人とは、軽度の精神上的の障害により判断能力が不十分なため、家庭裁判所から補助開始の審判を受けた人という。したがって、(5)の記述は正しい。

法人との取引

問 4 法人との取引について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 営利を目的とする法人を営利法人といい、会社法では会社は株式会社と持分会社の2つの類型に分けられる。
- (2) 法人の目的は、定款または寄付行為に記載され、営利法人は、記載された目的に限らず、目的遂行に必要な行為もすべてこの

目的の範囲内と解して、取引の安全を保持する建前をとっている。

- (3) 法人は、民法その他の法律に基づいて設立され、設立登記によって法律上の人格（権利能力）を取得する一定の目的を持った社会的組織である。
- (4) 法人と貯金取引をする場合、設立根拠法、定款、登記事項証明書などによって、目的の範囲などを確認し、原則として正当な代表権限を持った者または登記されている支配人と取引を行う。
- (5) 取締役会設置会社では、代表執行役が会社を代表し、委員会設置会社では、代表取締役が対内的な業務執行権と対外的な会社代表権を持つ。

正解率 30%

正解 (5)



解説

- (1) 営利を目的とする法人を営利法人といい、会社法では会社は株式会社と持分会社の2つの類型に分けられる。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 法人の目的は、定款または寄付行為に記載され、営利法人は、記載された目的に限らず、目的遂行に必要な行為もすべてこの目的の範囲内と解して、取引の安全を保持する建前をとっている。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 法人は、民法その他の法律に基づいて設立され、設立登記によって法律上の人格（権利能力）を取得する一定の目的を持った社会的組織である。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 法人と貯金取引をする場合、設立根拠法、定款、登記事項証明書などによっ

て、目的の範囲などを確認し、原則として正当な代表権限を持った者または登記されている支配人と取引を行う。正当な代表権限を持った者以外の者と取引を行う場合は、代理人として届出を受ける。したがって、(4)の記述は正しい。

- (5) 株式会社において、取締役会設置会社では、代表取締役が対内的な業務執行権と対外的な会社代表権を持ち、委員会設置会社では、代表執行役が会社を代表する。したがって、(5)の記述は誤りであり、これが本問の正解である（平成27年5月1日、改正会社法施行により、委任会設置会社は指名委員会等設置会社に改正）。

代理人との取引

問 5 代理人との取引について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 法定代理とは、本人の意思に基づいて代理人を選任される場合をいう。
- (2) 代理人が代理行為をする場合、本人の名を示せば本人の代理人であることを明らかにする必要はない。
- (3) 支配人登記されている株式会社の支社長と貯金取引をする場合、会社の代表者から代理人届を届出てもらう必要がある。
- (4) 表見代理の制度は、外見を信じた相手方を取引の安全の見地から保護するために設けられた制度である。
- (5) 無権代理人が相手方で行った契約は、本人が追認した場合でも法的効果は生じず、無権代理人自身が相手方に責任を負う。

正解率 48%

正解 (4)

↳ 解説

- (1) 法定代理とは、本人の意思に基づくのではなく、法律の規定によって代理人になる場合をいう。例えば、未成年者の子に対して親権を行う父母が法定代理人となる場合がこれに該当する。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 代理人が代理行為をする場合、本人の名を示し、かつ本人の代理人であることを明らかにする必要がある。これを「顕名主義」と呼び、代理人が本人のためにすることを示して行った意思表示は、本人に対してその効果が及ぶ。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 支配人登記されている株式会社の支社長と貯金取引をする場合は、支配人は営業主である会社の代理人となって営業を行い、その営業に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有するので、会社の代表者からの代理人届は不要である。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 表見代理とは、たとえ代理権のない者が代理人と称して行った行為であっても、ある人に代理権があるかのような誤信を相手にいだかせる場合には、本人にその責任を負わせるというもので、外見を信じた相手方を取引安全の見地から保護するために設けられた制度である。したがって、(4)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (5) 無権代理人が相手方と行った契約は、本人が追認すれば法的効果が生じ、無

権代理人自身は相手方に責任を負うことはない。しかし、相手方が善意・無過失であり本人が追認を拒絶すると無権代理人はその行為について責任を負わなければならない。したがって、(5)の記述は誤りである。

マネー・ローンダリングと「疑わしい取引の届出制度」

問 6 マネー・ローンダリングと「疑わしい取引の届出制度」について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 「疑わしい取引の届出」を行おうとすることまたは行ったことを、取引の相手方やその者の関係者に漏らしてはならない。
- (2) 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われる口座に係る取引は「疑わしい取引の届出」の届出対象とされている。
- (3) 取引未成立（未遂）の場合は、取引の相手方に「疑いがある」場合でも届出の対象にはならない。
- (4) 短期間のうちに頻繁に行われる取引で、現金または小切手による入出金の総額が多額である場合は、「疑わしい取引の届出」の届出対象となる。
- (5) マネー・ローンダリングとは、金融取引を利用して、あたかも正当な収入であるかのように見せかけて、不法収益の没収を免れることを目的とする行為をいう。

正解率 92%

正解 (3)

↳ 解説

- (1) 「疑わしい取引の届出」を行おうとすることまたは行ったことを、取引の相

手方やその者の関係者に漏らしてはならない。したがって、(1)の記述は正しい。

- (2) 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われる口座に係る取引は、「疑わしい取引の届出」の届出対象とされている。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 取引未成立（未遂）の場合でも、取引の相手方に「疑いがある」場合は「疑わしい取引の届出」の届出対象となる。したがって、(3)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 短期間のうちに頻繁に行われる取引で、現金または小切手による入出金の総額が多額である場合は「疑わしい取引の届出」の届出対象となる。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) マネー・ローンダリングとは、犯罪で集めた資金を、金融取引を利用して、あたかも正当な収入であるかのように見せかけて、不法収益の没収を免れることを目的とする行為をいう。したがって、(5)の記述は正しい。

犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認

問 7 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認について、正しいものを1つ選びなさい

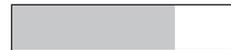
- (1) 現金等による200万円を超える取引（入出金、両替取引等）を行う際は、取引時確認が必要である。
- (2) 特定取引を行う際の取引時確認事項は、顧客が法人の場合、名称・本店または主たる事務所の所在地（本人特定事項）の2項目である。
- (3) 「高リスク取引」に際して、資産および収

入の状況について確認することは義務づけられていない。

- (4) 金融機関の店舗等で行う対面の本人特定事項の確認は、運転免許証、健康保険証、住民票等の提示を受けて行えば、正しく確認したことになる。
- (5) 金融機関は、少額の取引（1万円以下の資金移動にかかる取引）についても、取引記録を作成し7年間保存しなければならない。

正解率 72%

正解 (1)



解説

- (1) 犯罪収益移転防止法による規制の抜け道をなくすため、幅広い分野の金融システムの担い手に取引時確認の義務が課せられている。金融機関が現金および持参人払小切手、自己宛小切手、無記名公社債の本券および利札による200万円を超える取引（入出金、両替取引等）を行う際は、取引時確認が必要である。したがって、(1)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (2) 特定取引を行う際の取引時確認事項は、顧客が法人の場合、本人特定事項に加えて、取引を行う目的、事業内容、実質的な支配者の有無、実質的支配者がいる場合は、実質的支配者の本人特定事項の確認が義務づけられている。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 「高リスク取引」に際しては、法令の定める方法により、本人特定事項および顧客管理事項の確認を、財産の移転を行う取引の価額が200万円を超える場合には、資産および収入の状況も確

認することが義務づけられている。したがって、(3)の記述は誤りである。

- (4) 金融機関の店舗等で行う対面の本人特定事項の確認は、運転免許証や各種健康保険証等の原本の提示を受ければよいが、住民票は提示を受けることに加え、顧客等の住所に宛てて、当該取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物として送付し実在を確認しなければならない。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 金融機関は、少額の取引（1万円以下の資金の移動にかかる取引）の場合、取引記録の作成は不要である。したがって、(5)の記述は誤りである。

貯金取引の法的性質

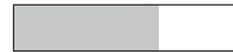
問 8 貯金取引の法的性質について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金取引の際に貯金通帳や貯金証書を作成・交付・記帳するのは、貯金契約が要式契約だからという理由によるものではなく、貯金債権という債権の存在を証拠だてるためである。
- (2) 貯金契約は、組合と貯金者の双方が互いに義務を負う「双務契約」である。
- (3) 貯金の受入れに関する規定では、証券類であっても、ただちに取立のできないものは、貯金として受入れられない。
- (4) 貯金契約は、意思表示の合致のほかに、金銭の授受があってはじめて、契約の効力が発生する要物契約である。
- (5) 貯金取引のように、金融機関があらかじめ定めた契約内容を取引の相手方がそのまま受入れて取引を始める方法の契約を

「付合契約」という。

正解率 64%

正解 (2)



解説

- (1) 貯金契約は不要式契約であり、貯金取引の際に貯金通帳や貯金証書を作成・交付・記帳するのは貯金契約が要式契約だからという理由によるものではなく、貯金債権という債権の存在を証拠だてるためである。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 一般の契約では、契約当事者の双方が互いに義務を負う双務契約が多いが、貯金契約の場合には、組合だけが貯金者に一方的に金銭の返還義務を負う「片務契約」である。したがって、(2)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 貯金の受入れに関する規定では、証券類であっても、ただちに取立のできないものは、貯金として受入れられない。この場合は、代金取立手形として取り扱う。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 貯金契約は金銭等を「預けたい」、「預かりましょう」という合意だけでは成立せず、意思表示の合致のほかに、金銭の授受があってはじめて、契約の効力が発生する要物契約である。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 貯金取引は、金融機関があらかじめ定めた契約内容を取引の相手方がそのまま受入れて取引を始める方法をとっている。このような契約を「付合契約」という。したがって、(5)の記述は正しい。

貯金取引の発生と消滅

問 9 貯金債権の発生（貯金契約の成立）

および貯金債権の消滅について、誤っているものを1つ選びなさい（なお、貯金の成立時期の解釈については、判例や金融機関の実務における一般的な解釈によるものとする）。

- (1) 店頭で貯金のための現金入金があった場合には、店頭でテラーが実際に現金を受取り、確認、受領したときに貯金契約が成立する。
- (2) 顧客がATMにより貯金の預入れを行う場合、ATMが現金を計算し終わって数量を表示したときに、貯金契約成立の時点と解される。
- (3) 「過振り」は金融機関の義務ではなく、金融機関の裁量に基づく例外的な「一時立替払い」で、回収不能になれば組合が損害を受けることになる。
- (4) 貯金が当店券の受入れによる場合、その当店券を入金記帳したと同時に貯金契約が成立する。
- (5) 貯金債権の最も普通の消滅原因である貯金の払戻しは弁済にあたるが、そのほかにも、相殺、更改、免除などによって債権は消滅する。

正解率 57%

正解 (4)

解説

- (1) 店頭で貯金のための現金入金があった場合には、店頭でテラーが実際に現金を受取り、確認、受領したときに貯金契約が成立する。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 顧客がATMにより貯金の預入れを

行う場合、ATMが現金を計算し終わって数量を表示したときに、貯金契約成立の時点と解される。したがって、(2)の記述は正しい。

- (3) 「過振り」は金融機関の義務ではなく、あくまでも金融機関の裁量に基づく例外的な「一時立替払い」で、回収不能になれば組合が損害を受けることになるので慎重な取扱いが必要である。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 貯金が当店券の受入れによる場合、
①預入当日中に不渡通知がなされることを解除条件として預入と同時に貯金契約が成立するとする説と、
②預入された当店券の引落しが完了したときに貯金契約が成立するとする説があるが、当座勘定規定は②の説に立っている。したがって、(4)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 貯金の払戻しは弁済で、貯金債権の消滅原因の最も一般的なものであるが、そのほかにも、相殺、更改、免除などによっても消滅する。したがって、(5)の記述は正しい。

貯金の受入れ時の留意事項

問 10 貯金の受入れ時の留意事項について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 付帯物件付の荷為替手形、引受のない為替手形も貯金として受入できる。
- (2) 錯誤によって、被仕向店が仕向店から受信した振込通知と異なる入金処理をしても、入金先が貯金債権を取得したことにはならない。
- (3) 通帳を持参せずに窓口入金した場合、通

帳に記載しなくても貯金契約は成立する。

- (4) 金融機関が口座相違や入金額相違をしたために、第三者が損害を被った場合には、金融機関は損害賠償の責任を負うことがある。
- (5) 証券類を受入れる場合において、裏書を要する手形・小切手の受入時は、その裏書が連続していることを確認する。

正解率 73%

正解 (1)



解説

- (1) 貯金として受入れることができるものは、取立に条件がなく、特別の手続を要しないことが必要で、付帯物件付の荷為替手形、引受のない為替手形は受入れできない。したがって、(1)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (2) 錯誤によって、被仕向店が仕向店から受信した振込通知と異なる入金処理をしても、貯金債権は成立していないので、入金先が貯金債権を取得したことにはならない。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 通帳（証書）は貯金債権の存在を証明する証拠証券にすぎず、通帳を持参せずに窓口で入金した場合、通帳に記載しなくても入金があれば貯金契約は成立する。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 金融機関が口座相違や入金額相違をしたために、第三者が損害を被った場合には、金融機関は損害賠償の責任を負わされることがある。金融機関の実務としては、速やかに入金先に事情を

説明して入金取消しを行うとともに、このようなミスが再発しないようにすることが大切である。したがって、(4)の記述は正しい。

- (5) 証券類を受入れる場合において、裏書を要する手形・小切手については、その裏書が連続していることを確認することが必要である。したがって、(5)の記述は正しい。

貯金払戻し時の留意事項

問 11 貯金払戻し時の留意事項について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 無通帳の場合、貯金者本人であることを熟知し、または、貯金者の代理人であることが明確であっても、貯金の払出しには応じることができない。
- (2) 組合が番号札を差出した人に貯金を払戻した場合、その人が無権利者でも、組合が善意・無過失である限りその払戻しは有効となる。
- (3) 貯金規定では、押捺の印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、同一印章によるものと相違ないと認めて取扱ったときであっても、その印章が偽造、変造であったために、生じた損害は組合が責任を負うこととしている。
- (4) 代筆は原則として避けなければならないが、身体に障がいのある貯金者から代筆の依頼を受けた場合は、担当者の判断により代筆の手続をとっても問題はない。
- (5) 事故届（喪失届）が出ているにもかかわらず、これを無視し、あるいは気づかずに払戻しをした場合、免責約款や民法の「債権の準占有者に対する弁済」の規定により

免責される。

正解率 66%

正解 (2)



解説

- (1) 無通帳払戻しの便宜扱い等の場合、無効な払戻しにはならないが貯金規定に反する取扱いであるため、免責約款の適用もなく、金融機関の注意義務も加重される。貯金者本人であることを熟知し、または、貯金者の代理人であることが明確である場合に限り、上司の承認を得てこれに応じることができる。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 番号札持参人に対する弁済は「債権の準占有者に対する弁済」の一種で、組合が番号札を差出した人に貯金を払い戻した場合、その人が無権利者でも、組合が善意・無過失である限りその払戻しは有効となる。したがって、(2)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (3) 貯金規定では、押捺の印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合して、同一印章によるものと相違ないと認め取扱ったときは、印章の偽造・変造その他の事故があった場合においてもそのために生じた損害については責任を負わない旨を規定している。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 代筆は原則として避けなければならないが、身体に障がいのある貯金者から代筆の依頼を受けた場合は、役席者の判断のもとに、所定の代筆の手続をとらなければならない。したがって、(4)の記述は誤りである。

- (5) 事故届（喪失届）が出ているにもかかわらず、これを無視し、あるいは気づかずに払戻しをした場合、免責約款や民法の「債権の準占有者に対する弁済」の規定による免責は受けられない。したがって、(5)の記述は誤りである。

貯金取引における諸届

問 12 貯金取引における諸届について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 諸届を受理した後で、その変更内容どおりの処理をしないために損害が発生すれば、金融機関の責任になる。
- (2) 印章喪失を理由として改印届がなされるときは、免責約款の適用される余地はなく、届出人が真の貯金者であることを、できる限りの方法で調査しなければならない。
- (3) 届出事項の変更、印章・通帳・証書の喪失時は、遅滞なく金融機関に届出することを貯金者に義務づけており、届出を怠ったことにより生じた損害については、金融機関は責任を負わないことを貯金取引約款で特約している。
- (4) 代理人が変更になった場合には、当該代理人から代理人変更届と新印鑑票の提出を受ける。
- (5) 通帳や証書を再発行した場合、通帳・証書には「再発行」と表示するが、これは喪失した通帳・証書が発見されたとき、旧通帳・証書と区別するためである。

正解率 76%

正解 (4)



解説

- (1) 諸届を受理した後で、その変更内容

どおりの処理等をしないために損害が発生すれば、金融機関の責任になる。諸届を受理したら直ちに関係の係にも連絡し、元帳や印鑑届などにその旨を記録する必要がある。したがって、(1)の記述は正しい。

- (2) 印章喪失を理由として改印届がなされるときは、免責約款の適用される余地がなく、届出人が真の貯金者であることを、できる限りの方法で調査しなければならない。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 届出事項の変更、印章・通帳・証書の喪失時は、遅滞なく金融機関に届出することを貯金者に義務づけており、届出を怠ったことにより生じた損害については、金融機関は責任を負わないことを貯金取引約款で特約している。したがって(3)の記述は正しい。
- (4) 代理人が変更になった場合には、本人(法人の場合には代表者)から代理人変更の届と新印鑑票の提出を受ける。したがって、(4)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 通帳や証書を再発行した場合、通帳、証書には「再発行」と表示するが、これは喪失した通帳・証書が発見されたとき、旧通帳・証書と区別するためである。したがって、(5)の記述は正しい。

貯 金 保 険 制 度

問 13 貯金保険制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

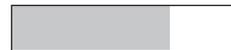
- (1) 決済用貯金は全額保護されるが、決済用貯金以外の保護対象貯金等は、1金融機関

1人あたり、合算して元本1,000万円までとその利息等が保護される。

- (2) 「定期積金」は貯金ではないが、貯金保険の対象である。
- (3) 貯金保険の対象となる金融機関は、農協、漁協、信農連、信漁連、農林中金などで、日本国内に本店がある銀行などの預金は、貯金保険制度の対象ではない。
- (4) 貯金保険制度で全額保護される決済用貯金とは、「①無利息、②要求払い、③決済サービスを提供できること」の3要件を満たすものである。
- (5) 金融機関が破たん前に顧客から振込の依頼を受けているものの、顧客から受入れた資金が振込先へ移動していない取引に係る債務は、全額保護されない。

正解率 70%

正解 (5)



↳ 解 説

- (1) 決済用貯金は全額保護されるが、決済用貯金以外の保護対象貯金等は、1金融機関1人あたり、合算して元本1,000万円までとその利息等が保護され、元本1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われる。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 定期積金は貯金ではないが、貯金保険の対象である。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 貯金保険の対象となる金融機関は、農協、漁協、信農連、信漁連、農林中金などで、日本国内に本店がある銀行などの預金は、貯金保険の対象外である。これらは預金保険制度で保護され

ている。したがって、(3)の記述は正しい。

- (4) 貯金保険制度で全額保護される決済用貯金とは、「①無利息、②要求払い、③決済サービスを提供できること」の3要件を満たすものである。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 金融機関が破たん前に顧客から振込の依頼は受けているものの、顧客から受入れた資金が振込先へ移動していない取引に係る債務は、決済債務として全額保護される。したがって、(5)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

偽造・盗難キャッシュカード等に関する貯金者保護

問 14 偽造・盗難キャッシュカードおよび盗難通帳等に関する貯金者保護について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 「本人が他人に暗証を知らせた場合」「本人が暗証をキャッシュカード上に書き記していた場合」は、「本人の重大な過失となりうる場合」に該当し、補てん請求の対象にはならない。
- (2) 預貯金者保護法は、真正なカード等以外を使用して行われるATM等による払戻し、借入については民法の規定適用を排除し、偽造カード等による払戻し等から預貯金者を保護している。
- (3) 盗難通帳の場合において、通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合、「預貯金者の重大な過失となりうる場合」に該当する。
- (4) 盗難カードによる不正な払戻しがあったとき、金融機関が善意・無過失であること

および貯金者に過失（重過失を除く）があることを金融機関が証明した場合は、補てん対象額は4分の3に減免される。

- (5) 預貯金者が盗難通帳により預貯金の不正払戻しの被害にあった場合には、一定の要件を満たせば、原則として通知があった日の30日前の日以降になされた払戻しにかかる損害額の補てんを金融機関に請求できる。

正解率 10%

正解 (3)



解説

- (1) 「本人が他人に暗証を知らせた場合」「本人が暗証をキャッシュカード上に書き記していた場合」は「本人の重大な過失となりうる場合」に該当し、補てん請求の対象にはならない。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 預貯金者保護法は、真正なカード等以外を使用して行われるATM等による払戻し、借入については民法の規定適用を排除し、偽造カード等による払戻し等から預貯金者を保護している。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 盗難通帳の場合において、通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合、「預貯金者の重大な過失となりうる場合」ではなく「預貯金者の過失となりうる場合」に該当する。したがって、(3)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 盗難カードによる不正な払戻しがあったとき、金融機関が善意・無過失であることおよび貯金者に過失（重過失を除く）があることを金融機関が証

明した場合は、金融機関は補てん対象額の4分の3に相当する金額の補てんに軽減される。したがって、(4)の記述は正しい。

- (5) 預貯金者が盗難通帳により預貯金の不正払戻しの被害にあった場合には、一定の要件を満たせば、原則として通知があった日の30日前の日以降になされた払戻しにかかる損害額の補てんを金融機関に請求できる。したがって、(5)の記述は正しい。

金融商品販売法および金融商品取引法

問 15 金融商品販売法および金融商品取引法について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 金融商品販売業者は、顧客に対して契約締結後、「市場リスク」「信用リスク」「権利行使期間・解約期間の制限」等の重要事項を顧客に説明しなければならない。
- (2) 改正された金融商品販売法では、金融商品の販売にあたって「断定的な判断の提供」等を行ってはならないことについては明文化されていない。
- (3) 金融商品を取り扱う業者はすべて「金融商品取引業」と位置づけられ、金融庁に申請・登録した業者でないとな業務ができなくなった。
- (4) 消費者契約法でいう不適切な勧誘とは、①不実告知、②断定的判断、③故意の不告知、④不退去、⑤退去妨害を指す。
- (5) 「金融商品販売法」でいう金融商品販売業者とは、農協、漁協、銀行、証券会社、保険会社等で、媒介業者、代理業者は含まれていない。

正解率 37%

正解 (4)

↳ 解説

- (1) 金融商品販売業者は、販売が行われるまでの間に顧客に対して、「市場リスク」「信用リスク」「権利行使期間・解約期間の制限」等の重要事項を説明しなければならない。したがって、(1)記述は誤りである。
- (2) 改正された金融商品販売法では、金融商品の販売にあたって「断定的判断の提供」等を行ってはならないことを明文化している。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 金融商品を取り扱う業者はすべて「金融商品取引業」と位置づけられ、内閣総理大臣に申請・登録した業者でないとな業務ができなくなった。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 消費者契約法でいう不適切な勧誘とは、①不実告知、②断定的判断、③故意の不告知、④不退去、⑤退去妨害を指す。したがって、(4)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (5) 金融商品販売法でいう金融商品販売業者とは、農協、漁協、銀行、証券会社、保険会社などの金融機関を指し、媒介業者、代理業者も含まれる。したがって、(5)の記述は誤りである。

個人情報保護、貯金取引の守秘義務等

問 16 個人情報保護および貯金取引における守秘義務等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 組合の貯金業務において取得する個人情報
は、貯金口座開設時の口座開設申込書に
記載された、氏名、印影、住所、電話番号
の特定の個人を識別できる情報などが該当
する。
- (2) 金融機関の守秘義務は法律上明記されて
おり、信用事業の業務遂行の過程で得た顧
客情報は秘匿の義務がある。
- (3) 「金融分野における個人情報保護に関する
ガイドライン」で、個人の機微情報につい
ては、法令等に基づく場合など一定の例外
を除いて、取得・利用・第三者提供をする
ことは禁じられている。
- (4) 貯金業務を通じての貯金者の個人情報の
取得・利用・提供は、組合が貯金者に示し
ている利用目的の範囲内で行う等適正な取
扱をしなければならない。
- (5) 金融庁が制定したガイドラインで例外的
に機微情報の取得が認められるなかに、「相
続手続による権利義務の移転等の遂行に必
要な場合」がある。

正解率 53%

正解 (2)



解説

- (1) 組合の貯金業務において取得する個人
情報は、貯金口座開設時の口座開設
申込書に記載された、氏名、印影、住所、
電話番号の特定の個人を識別できる情
報などが該当する。したがって、(1)の
記述は正しい。
- (2) 個人情報保護法と秘密保持義務は別
個独立した規定であるが、お互いに緊
密に重なるものでもある。金融機関の
守秘義務は法律上明記されてはいない
が、信用事業の業務遂行の過程で得ら
れた顧客情報は秘匿の義務を負う。した
がって、(2)の記述は誤りであり、これ
が本問の正解である。
- (3) 「金融分野における個人情報保護に
関するガイドライン」で個人の機微情
報については、法令等に基づく場合な
ど一定の例外を除いて、取得・利用・
第三者提供をすることは禁じられて
いる。したがって、(3)の記述は正し
い。
- (4) 貯金業務を通じての貯金者の個人情
報の取得、利用、提供は、組合が貯金
者に示している利用目的の範囲内で
行う等適正な取扱いをしなければなら
ない。したがって、(4)の記述は正し
い。
- (5) 金融庁が制定したガイドラインで例
外的に機微情報の取得が認められるな
かに、「相続手続による権利義務の移転
等の遂行に必要な場合」がある。した
がって、(5)の記述は正しい。

貯金残高証明書の発行、貯金取引の秘密保持

問 17 貯金残高証明書の発行および貯金取
引の秘密保持について、誤っているものを
1つ選びなさい。

- (1) 貯金者が死亡し、相続人から残高証明書
の発行依頼を受けた場合は、依頼人が相続
人であることを戸籍謄本等の提出を受けて
確認し、依頼人と取引があるときを除いて、
実印による残高証明発行依頼書の提出を受
け、印鑑証明書により印鑑照合する。
- (2) 組合が貯金者本人の承諾を得ずに、第三
者に残高証明書を発行して、秘密を漏らし
た場合には、損害賠償責任を問われるおそ

れもある。

- (3) 貯金者以外の者からの残高証明書の発行依頼があっても、未成年者の親権者からの発行依頼のような法令に基づくものであれば発行に応じてよい。
- (4) 証明する貯金残高の中に、未決済の他店券残高が含まれているときは、「うち未決済他店券残高〇〇円」などと内書きする。
- (5) 貸越となっている総合口座の残高証明書を発行する場合は、債権から債務を差引いて証明する。

正解率 63%

正解 (5)

解説

- (1) 貯金者が死亡し、相続人から残高証明書の発行依頼を受けた場合は、依頼人が相続人であることを戸籍謄本等の提出を受けて確認し、依頼人と取引があるときを除いて、実印による残高証明発行依頼書の提出を受け、印鑑証明書により印鑑照合する。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 組合が貯金残高証明書を発行する場合、貯金者本人の承諾を得ずに、第三者に残高証明書を発行して、秘密を漏らした場合には、損害賠償責任を問われるおそれもある。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 貯金者以外の者から残高証明書の発行依頼があっても、未成年者の親権者からの発行依頼のような法令に基づくものであれば発行に応じてよい。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 証明する貯金残高の中に、未決済の他店券残高が含まれているときは、未

決済の他店券は貯金としてまだ成立していないので、「うち未決済他店券残高〇〇円」などと内書きする。したがって、(4)の記述は正しい。

- (5) 貸越となっている総合口座の残高証明書を発行する場合は、1つの口座であるからといって、債権から債務を差引いて発行してはならない。貸越となっている場合は、「普通貯金」(残高を0とする)と「定期貯金」の2つの勘定の残高証明と、「当座貸越」勘定の残高証明の2枚に分けて発行する必要がある。したがって、(5)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

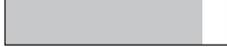
源泉分離課税方式および非課税制度、財形貯蓄非課税制度

問 18 源泉分離課税方式および非課税制度、財形貯蓄非課税制度について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 「障害者等の少額貯蓄非課税制度」を利用するためには、身体障害者手帳など一定の確認書類を金融機関に提出する必要がある。
- (2) 税務署に対する支払調書は、個人貯金についても提出する必要がある。
- (3) 財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄、一般財形貯蓄の加入には、「満55歳未満」という年齢制限がある。
- (4) 財形年金貯蓄の目的は老後の年金受取に限定され、積立期間として3年以上の定期的給与天引積立契約が必要である。
- (5) 国税を天引徴収することを特別徴収といい、地方税を天引徴収することを源泉徴収という。

正解率 87%

正解 (1)



↳ 解説

- (1) 「障害者等の少額貯蓄非課税制度」を利用するためには、身体障害者手帳など一定の確認資料を金融機関に提出する必要がある。したがって、(1)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (2) 税務署に対する支払調書は、個人貯金については提出不要である。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄の加入には「満55歳未満」という年齢制限があるが、一般財形貯蓄の加入には年齢制限がない。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 財形年金貯蓄の目的は、老後の年金受取に限定され、積立期間として5年以上の定期的給与天引積立契約が必要である。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 国税を天引徴収することを源泉徴収といい、地方税を天引徴収することを特別徴収という。したがって、(5)の記述は誤りである。

●流動性貯金・総合口座

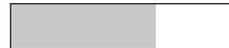
普通貯金の口座開設、受入れ、払戻し等

問 19 普通貯金の口座開設、受入れ・払戻し等について、誤っているものを1つ選ぼう。

- (1) 普通貯金は手形・小切手の支払委託のような複雑な法律関係を含む当座勘定取引開始のときと違って、特別な事情がない限り、申込があれば口座開設に応ずるのが一般的である。
- (2) 「一見の客」からの線引小切手による口座開設は、謝絶しなければならない。
- (3) 窓口において現金で払戻す場合には、番号札（合札）の確認と同時に、請求金額を試問するなど適宜の注意が必要であり、顔見知りの顧客にも番号札の使用を省略してはならない。
- (4) 貯金口座の残高不足によって口座振替処理が不能になったとき、金融機関は貯金者にその旨を通知する義務がある。
- (5) 貯金口座に入金した証券類が不渡となって返却された場合には、直ちにその金額を貯金元帳から引落し、不渡となった証券類は貯金者に返還する。

正解率 64%

正解 (4)



↳ 解説

- (1) 普通貯金は手形・小切手の支払委託のような複雑な法律関係を含む当座勘定取引開始のときと違って、特別な事情がない限り、申込があれば口座開設に応ずるのが一般的である。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 「一見の客」からの線引小切手による口座開設は、謝絶しなければならない。これは、事故の防止を目的に金融機関が線引小切手を受入れる相手方を自己の取引先または他の銀行のみに制限している小切手法の規定に違反するからである。したがって、(2)の記述は正しい。

- (3) 窓口において現金で払戻す場合には、番号札（合札）の確認と同時に、請求金額を試問するなど適宜の注意が必要であり、顔見知りの顧客にも番号札の使用を省略してはならない。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 口座振替依頼書には「貯金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書を返却されても差し支えない」旨が記載されており、残高不足によって口座振替処理が不能になったとき、金融機関は貯金者にその旨を通知する義務はないと解されている。したがって、(4)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 貯金口座に入金した証券類が不渡となって交換返却された場合には、直ちにその金額を貯金元帳から引落とし、不渡となった証券類を貯金者に返還する。また、貯金者に速やかに通知する義務がある。したがって、(5)の記述は正しい。

普通貯金の利息計算

問 20 普通貯金の利息計算について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 普通貯金の付利最低残高は、各金融機関が自由に定めることができるが、利息を付ける最低残高は1,000円以上が一般的である。
- (2) 普通貯金の決算利息は、当初預入日または前期の決算日から今期の決算日当日までの毎日の貯金残高について計算されたものである。
- (3) 貯金利息の計算期間の日数の数え方は、

預入日から払戻日（または解約日）の前日までである。

- (4) 他店券入金の場合は、他店券が決済された日（手形交換の場合は手形交換日）から利息を付ける。
- (5) 各金融機関は自由に金利（利率）を決定し、店頭に掲示することになっている。

正解率 48%

正解 (2)

解説

- (1) 普通貯金の付利最低残高は、各金融機関が自由に定めることができるが、利息を付ける最低残高は1,000円以上が一般的である。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 普通貯金の決算利息は、当初預入日または前期の決算日からではなく、当初預入日または前期の決算日の翌日から今期の決算日当日までの毎日の貯金残高について計算されたものである。したがって、(2)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 貯金利息の計算期間の日数の数え方は、預入日から払戻日（または解約日）の前日までである。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 他店券入金の場合は、他店券が決済された日（手形交換の場合は手形交換日）から利息を付ける。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 各金融機関は自由に金利（利率）を決定し、店頭に掲示することになっている。したがって、(5)の記述は正しい。

貯蓄貯金、通知貯金、納税準備貯金、別段貯金

問 21 貯蓄貯金、通知貯金、納税準備貯金、別段貯金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯蓄貯金のスウィングサービスには、普通貯金から貯蓄貯金に振替える順スウィングと貯蓄貯金から普通貯金に振替える逆スウィングがある。
- (2) 通知貯金の据置期間は7日間、払戻しの予告期間は払戻日の2日前までと定めているところが一般的である。
- (3) 通知貯金は他の貯金と同様に金銭消費寄託契約であるが、据置期間や払戻予告等の定めがあり、法律的には条件付金銭消費寄託契約ということになる。
- (4) 別段貯金は、金融機関取引に付随して発生した未決済、未整理の一時的保管金その他の預り金で、他の貯金科目として取扱うのが適当でないものを便宜上処理しておく勘定科目である。
- (5) 納税準備貯金は、利子に所得税が課せられないが、納税準備貯金通帳には印紙税が課せられる。

正解率 70%

正解 (5)

解説

- (1) 貯蓄貯金のスウィングサービスには、普通貯金から貯蓄貯金に振替える順スウィングと貯蓄貯金から普通貯金に振替える逆スウィングがある。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 通知貯金の据置期間は7日間、払戻しの予告期間は払戻日の2日前までと定めているところが一般的である。し

たがって、(2)の記述は正しい。

- (3) 通知貯金は他の貯金と同様に金銭消費寄託契約であるが、据置期間や払戻予告等の定めがあり、法律的には条件付金銭消費寄託契約ということになる。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 別段貯金は、金融機関取引に付随して発生した未決済、未整理の一時的保管金その他の預り金で、他の貯金科目として取扱うのが適当でないものを便宜上処理しておく勘定科目である。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 納税準備貯金は、納税に充てることを目的として金融機関に預入する貯金の中で、利子に所得税が課せられず、納税準備貯金通帳には印紙税が課せられないといった優遇措置が取られている。したがって、(5)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

総合口座

問 22 総合口座について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 総合口座を開設して、定期貯金をセットした場合、金融機関と貯金者との間に、①消費寄託契約と、②消費貸借の予約という2つの契約が結ばれたことになる。
- (2) 総合口座にセットできる定期貯金の名義と普通貯金の名義は、同一でなくてもよい。
- (3) 総合口座にセットできる定期貯金は、自動継続扱のものに限られる。
- (4) 手形交換所規則に定める取引停止処分を受けた者は、総合口座を開設することはできない。
- (5) 定期貯金に対する担保設定の順序は、利

率の高い順、かつ同利率のものがある場合は預入日の遅い順に行われる。

正解率 80%

正解 (3)



解説

- (1) 総合口座を開設して、定期貯金をセットした場合、金融機関と貯金者の間に、①消費寄託契約、②根質権設定契約、③消費貸借の予約という3つの契約が結ばれたことになる。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 総合口座にセットできる定期貯金の名義と総合口座の普通貯金の名義は同一でなければならない。第三者名義の定期貯金を、貸越金の担保にしないのは、第三者による担保差入の手続が別途に必要となり、非常に複雑になるからである。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 総合口座にセットできる定期貯金は、自動継続扱のものに限られる。総合口座の貸越取引には期限を定めていないので、反復して継続利用してもらうためにこのような要件を設けている。したがって、(3)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (4) 総合口座取引における貸越取引は、手形交換所規則にいう「貸出の取引」には該当しないと解され、手形交換所規則に定める取引停止処分を受けた者であっても、総合口座を開設することはできる。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 定期貯金に対する担保設定の順序は、利率の低い順、かつ同利率のものがある場合は預入日の早い順に行われる。したがって、(5)の記述は誤りである。

る場合は預入日の早い順に行われる。したがって、(5)の記述は誤りである。

当座貯金（当座勘定取引契約）

問 23 当座貯金（当座勘定取引契約）について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 当座勘定取引契約は諾成契約であるから、最初の入金がなくとも契約は成立する。
- (2) 本人または代表者以外の者が代理人として当座勘定取引を行い、手形・小切手を振出す場合は、代理人から代理人関係届と代理人の印鑑の届出を受ける。
- (3) 手形交換所から取引停止処分を受け、満2年が経過していない者とは取引ができない。
- (4) 先日付小切手でも、「振出日」前に金融機関に呈示があれば支払うことができる。
- (5) 当座勘定取引開始時に、金融機関が申込者の信用調査をするのは、法的義務があるからではなく、当座勘定取引をする金融機関自身の信用保持のためである。

正解率 49%

正解 (2)



解説

- (1) 当座勘定取引契約は混合契約であることから、相手方が当座勘定取引を申込み、組合がその申込を承諾すれば、それだけで成立する諾成契約であり、合意があれば最初の入金がなくとも契約は成立する。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 本人または代表者以外の者が代理人として当座勘定取引を行い、手形・小

切手を振出す場合は、本人から代理人関係届と代理人の印鑑の届出を受ける。したがって、(2)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

- (3) 手形交換所から取引停止処分を受け、満2年が経過していない者とは取引ができない。過去における手形・小切手の事故は、個人情報情報センター等に照会して必ず確認することが必要である。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 小切手はすべて一覧払であり、先日付小切手でも、「振出日」前に金融機関に呈示があれば支払うことができる。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 当座勘定取引開始時に、金融機関が申込者の信用調査をするのは、法的義務があるからではなく、当座勘定取引をする金融機関自身の信用保持のためであり、金融機関が一般社会に対して負う道義的責任ともいえる。したがって、(5)の記述は正しい。

当座貯金の支払い

問 24 当座貯金の支払いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 記名式小切手の場合は、所持人に受取裏書(住所・氏名を記入し押印)をしてもらい、その裏書が連続していることを確認したうえで支払う。
- (2) 線引小切手の場合は、組合は他の金融機関または自組合の取引先にしか支払うことができない。
- (3) 持出金融機関が手形交換に持出す手形・小切手には、持出に際してあらかじめ届出た交換印を押印することが義務づけられて

いる。

- (4) 交換呈示した手形が不渡返還された場合、不渡手形の所持人が裏書人等に支払請求することを、「遡求」という。
- (5) 当座貯金の支払方法は、①店頭支払、②交換支払、③代金引落の3つに大別される。

正解率 51%

正解 (5)

解説

- (1) 記名式小切手の場合は、所持人に受取裏書(住所・氏名を記入し押印)をしてもらい、その裏書が連続していることを確認したうえで支払う。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 線引小切手の場合は、組合は他の金融機関または自組合の取引先にしか支払うことができない。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 持出金融機関が手形交換に持出す手形・小切手等には、持出に際してあらかじめ届出た交換印を押印することが義務づけられている。交換印の押印は支払金融機関としては、その手形・小切手等をどこの金融機関に支払ったかの証明手段にもなっているからである。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 交換呈示した手形が不渡返還された場合、不渡手形の所持人が裏書人等に支払請求することを遡求という。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 当座貯金の支払は、①店頭支払、②交換支払、③振替支払、④代金引落の4つに大別される。したがって、(5)の記述は誤りであり、これが本問の正

解である。

当座貸越と過振り

問 25 当座貸越と過振りについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 当座貸越取引は、取引先の支払資金不足のとき、自動的に貸出が行われ、当座貯金に入金があれば自動的に貸越金の返済に充当されるので、金融機関にとって事務負担は軽く、貸出利率は他の貸出に比べ若干低率になっているのが一般的である。
- (2) 過振りは、金融機関の義務ではなく、裁量に基づく例外的な取扱で、回収不能になれば組合が損害を負うことになる。
- (3) 当座貸越契約の解約には、取引先の申出を受けて行われる任意解約と、金融機関からの一方的解約（強制解約）がある。
- (4) 当座貸越取引は、定期貯金担保を要件とせず、一般貸出と同様のリスクを負うので、一般貸出と同じように信用調査などを厳格に行う必要がある。
- (5) 当座貸越契約の法的性質は、支払資金が不足したときに一定の極度額まで貸出すという条件の付いた消費貸借の予約であるとされている。

正解率 73%

正解 (1)



解説

- (1) 当座貸越取引は、金融機関にとっては、貸出や回収の資金計画が立てにくく、事務手続も煩雑で債権管理に相当の注意が必要であり、貸出利率も他の貸出に比べ若干高率になっているのが一般的である。したがって、(1)の記述

は誤りであり、これが本問の正解である。

- (2) 過振りは、金融機関の義務ではなく、裁量に基づく例外的な取扱で、回収不能になれば組合が損害を負うことになるので、慎重に取扱うことが必要である。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 当座貸越契約の解約には、取引先の申出を受けて行われる任意解約のほか、取引先の信用状態が著しく低下して債権保全上問題がある場合等には、金融機関からの一方的解約（強制解約）がある。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 当座貸越取引は、定期貯金担保を要件とはしていないため、一般貸出と同様のリスクを負うので、一般貸出と同じように信用調査などを厳格に行う必要がある。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 当座貸越契約の法的性質は、支払資金が不足したときに一定の極度額まで貸出すという条件の付いた消費貸借の予約であるとするのが通説である。したがって、(5)の記述は正しい。

当座勘定取引の解約

問 26 当座勘定取引の解約について、正しいものを1つ選びなさい。

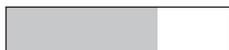
- (1) 取引先から当座勘定取引契約の解約申出を受けたとき、取引先には未使用分の小切手・手形用紙を返却する義務はなく、組合も回収する必要はない。
- (2) 取引終了後に呈示された小切手・手形に

については、原則として「該当口座なし」の理由で不渡返還する。

- (3) 当座勘定取引が解約された場合は、これに付随する当座貸越契約も自動的に解約となる。
- (4) 取引先の信用状況が不良のために行う強制解約の場合、組合が解約通知を郵送し、その解約通知が取引先に実際に到達しなければ解約の効力は生じない。
- (5) 取引先が死亡前に振出した小切手は、小切手それ自身の効力に影響はなく、死亡後に金融機関に呈示された小切手の支払も何ら支障はない。

正解率 67%

正解 (3)



解説

- (1) 当座勘定規定により、当座勘定取引の解約と同時に取引先には未使用分の小切手・手形用紙を返還する義務が生じる。一方判例によると、組合に回収義務があり、相当の回収努力をしたにもかかわらず回収できなかったときは免責されるとしている。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 取引終了後に呈示された小切手・手形については、原則として「取引なし」の理由で不渡返還する。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 当座貸越契約は当座勘定取引を前提とするものであるから、当座勘定取引が解約された場合は、これに付随する当座貸越契約も自動的に解約となる。したがって、(3)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (4) 強制解約による場合、解約通知は、

先方に到達しなければ効力が生じないが、当座勘定規定の「みなし到達」の特約により、組合が解約通知を取引先の届出の住所にあてて発信した場合、その通知が延着し、または到達しなかったとしても、通常到達すべきときに到達したものとみなされ解約の効果が生じる。したがって、(4)の記述は誤りである。

- (5) 取引先が死亡前に振出した小切手は、小切手それ自身の効力に影響はなく、死亡の瞬間から相続が開始され、当座貯金残高は相続人に帰属する。そこで金融機関は、取引先の死亡後に呈示された小切手を相続人の同意なしには支払えない。したがって、(5)の記述は誤りである。

定期貯金・定期積金・国債の窓販等

定期貯金の商品概要や受入れ

問 27 定期貯金の商品概要や受入れについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 現金と他店券を一緒に受け入れる場合は、利息計算期間、満期日設定、不渡時の対応等に問題があるので、現金と他店券の金額に分けて定期貯金を取組むことになる。
- (2) 定期貯金は、払戻期限が貯金契約日から1か月以上経過した日に到来する貯金で、法的性質が「確定期限付金銭消費寄託契約」であることに特色がある。
- (3) 積立式定期貯金は、1つの包括的貯金契約に基づいて複数の預入を行うもので、個々

の預入された積立金が合体して1個の債権を形成すると解される。

- (4) 受入れた証券類の取立が完了した時点が定期貯金の成立時期となる。
- (5) いったん預入された定期貯金の満期日は、変更することができる。

正解率 79%

正解 (5)

↳ 解説

- (1) 現金と他店券を一緒に受け入れる場合は、利息計算期間、満期日の設定、不渡時の対応等に問題が生ずるので、現金と他店券の金額に分けて定期貯金を取組むことになる。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 定期貯金は、払戻期限が貯金契約日から1か月以上経過した日に到来する貯金で、法的性質は「確定期限付金銭消費寄託契約」であることに特色がある。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 積立式定期貯金は、1つの包括的貯金契約に基づいて複数の預入を行うもので、個々の預入された積立金が合体して1個の債権を形成すると解される。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 受入れた証券類の取立が完了した時点が定期貯金の成立時期となる。そのため、証券類を受入れた日(受入日または取扱日)と、それが決済された日(起算日)は異なることになる。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) いったん預入された定期貯金の満期日は変更できない。定期貯金は満期日まで払戻しができない点に特徴があり、金融機関もこの期間中は安心して資金

運用ができるので、金利も高く設定している。もし満期日を貯金者の意思で自由に変更されると、この特徴が失われるからである。したがって、(5)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

定期貯金の書替継続

問 28 定期貯金の書替継続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 自動継続定期貯金は継続前、継続後の貯金の同一性は明らかで、継続前の定期貯金に設定された質権の効力は継続後の定期貯金に及ぶ。
- (2) 定期貯金を満期日後に書替継続する「起算日扱いによる書替継続」は、定期貯金契約に反するため、真にやむをえないとき以外は取扱を避けるべきである。
- (3) 自動継続定期貯金については、当初預入時に定期貯金の自動継続の意思を確認していることから、以降、預入期間満了ごとに当該定期貯金を継続するかどうかの確認は必要ないとされている。
- (4) 元金の一部を現金か他貯金口座に振替えて支払い、残額は新元金として継続できる。
- (5) 増額書替の場合、従来の定期貯金の継続部分は、書替後の貯金の一部をなすに過ぎないので、同一性は失われたものと解されている。

正解率 65%

正解 (3)

↳ 解説

- (1) 自動継続定期貯金は継続前、継続後の貯金の同一性は明らかで、継続前の

定期貯金に設定された質権の効力は継続後の定期貯金に及ぶことになる。したがって、(1)の記述は正しい。

- (2) 定期貯金を満期日後に書替継続する「起算日扱いによる書替継続」は書替後の定期貯金の実質的な預入期間は、契約上の期間から遡及日数を差引いた期間となり、期間を定めて所定金利を付けるという定期貯金契約に反するため、真にやむをえないとき以外は取扱を避けるべきである。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 自動継続定期貯金については、預入期間満了ごとに継続するかどうかの判断の機会を貯金者に与えることが望ましいので、満期日の前には貯金者に対して継続可否の確認通知を行うようにしている。したがって、(3)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 元金の一部を現金か他貯金口座へ振替えて支払い、残額を新元金として継続できる。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 増額書替の場合、従来の定期貯金の継続部分は、書替後の貯金の一部をなすに過ぎないので、同一性は失われたものと解されている。したがって、(5)の記述は正しい。

定期貯金の中途解約

問 29 定期貯金の中途解約について、正しいものを1つ選びなさい。

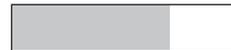
- (1) 中途解約の場合は、貯金規定の貯金払戻しに関する免責条項や、民法の「債権の準占有者に対する弁済」の規定は適用されな

い。

- (2) 組合が農協（漁協）取引約定書を徴している場合は、貸出金の弁済期限が到来していても、組合に預入されている定期貯金等と相殺または払戻充当によって貸出金を回収できる。
- (3) 貯金者の申出によってやむをえず中途解約に応ずることは、貯金者が当初の契約に違反しているわけなので、通常の満期払戻しより金融機関の注意義務は軽減される。
- (4) 定期貯金は、満期日まで払戻しをしないという約束をすることによって成立する期限付貯金債権であるから、貯金者から中途解約の請求があっても、「当然これに応ずる法的義務」は金融機関にない。
- (5) 民法の規定に従って行う相殺を「約定相殺」といい、当事者の約定に基づいて行う相殺を「法定相殺」という。

正解率 70%

正解 (4)



解説

- (1) 中途解約の場合でも、貯金規定の貯金払戻しに関する免責条項や、民法の「債権の準占有者に対する弁済」の規定は適用される。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 組合が農協（漁協）取引約定書を徴している場合は、貸出金の弁済期限が到来していれば、組合に預入されている定期貯金等と相殺または払戻充当によって貸出金を回収できる。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 貯金者の申出によってやむをえず中途解約に応ずることは、貯金者が当初の契約に違反しているわけで、金融機

関の注意義務は軽減されるように思われるが、実際は満期払戻しより注意義務が加重されるというのが判例や通説となっている。したがって、(3)の記述は誤りである。

- (4) 定期貯金は、満期日まで払戻しをしないという約束をすることによって成立する期限付貯金債権である。貯金者から中途解約の請求があっても法的には金融機関に期限の利益があり、金融機関は「当然これに応ずる法的義務」はない。したがって、(4)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (5) 民法の規定に従って行う相殺を「法定相殺」といい、当事者の約定に基づいて行う相殺を「約定相殺」という。したがって、(5)の記述は誤りである。

定期貯金の利息計算等

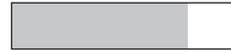
問 30 定期貯金の利息計算等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 定期貯金の利息計算方法には、①約定期間利息、②期限後利息、③中間払利息、④中途解約利息（期限前解約利息）がある。
- (2) 定期貯金の約定期間利息の利息計算の結果、利息額に円未満が生じた場合はそれを切捨てる。
- (3) 期限後利息は解約日または書替継続日の組合所定の利率によって計算する。
- (4) 5月31日に預入された6か月定期貯金の満期日は、11月30日である。
- (5) 預入日が平成26年3月19日（水）で、満期日が同年6月19日（木）とする3か月定期貯金の利息計算期間の日数は、93日

ある。

正解率 78%

正解 (5)



解説

- (1) 定期貯金の利息計算方法には、①約定期間利息、②期限後利息、③中間払利息、④中途解約利息（期限前解約利息）がある。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 定期貯金の約定期間利息の利息計算の結果、利息額に円未満が生じた場合はそれを切り捨てる。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 期限後利息は解約日または書替継続日の組合所定の利率によって計算する。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 5月31日に預入された6か月定期貯金の満期日は11月30日である。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 利息の計算期間の日数は、貯金規定で、預入日から満期日の前日までの日数「片端入れ」で算出するので、利息計算期間の日数は92日である。したがって、(5)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

各種定期貯金の商品内容

問 31 各種定期貯金の商品内容について、正しいものを1つ選びなさい（なお、商品内容については金融機関が一般的に取扱っているものとする）。

- (1) 大口定期貯金は最低預入金額を1,000万円、それ以上は1万円単位としているところが一般的で、適用金利は各金融機関で自由に設定できる。

- (2) スーパー定期貯金は、単利型のものは個人でも法人でも利用できるが、複利型(半年複利)は法人しか利用できない。
- (3) 期日指定定期貯金は、指定された満期日から3か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとされる。
- (4) 譲渡性貯金は定期性貯金に分類されるが、貯金保険制度の適用対象外である。
- (5) 変動金利定期貯金の取扱いにおいて、金利の上昇局面では、固定金利型に比べて変動金利型の方が、金融機関の調達資金の平均的な金利上昇スピードは遅くなる。

正解率 40%

正解 (4)

↳ **解 説**

- (1) 大口定期貯金は最低預入金額を1,000万円、それ以上は1円単位としているところが一般的で、適用利率は預入金額や預入期間に応じて各金融機関で自由に設定できる。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) スーパー定期貯金は単利型のものは個人でも法人でも利用できるが、複利型(半年複利)は個人しか利用できない。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 期日指定定期貯金は、指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定がなかったものとされる。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 譲渡性貯金は定期性貯金に分類されるが、この定期性貯金の中では、外貨預金と譲渡性貯金だけが貯金保険制度の適用対象外となっており、それ以外の定

定期性貯金はすべて貯金保険制度の適用対象となっている。したがって、(4)の記述は正しく、これが本問の正解である。

- (5) 変動金利定期貯金の取扱いにおいて、金利の上昇局面では、固定金利型に比べて変動金利型の方が、金融機関の調達資金の平均的な金利上昇スピードは速くなる。したがって、(5)の記述は誤りである。

定 期 積 金

問 32 定期積金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 給付補てん金は、所得税法上は雑所得として取扱われる。
- (2) 定期積金の鮮度比率(積金年齢)は、鮮度比率が低い(積金年齢が若い)ほど将来の資金増加の見込みが高くなる。
- (3) 定期積金は「諾成契約」であるとされ、金融機関が定期積金口座開設申込書を受理しても、第1回の払込がなければ契約は成立しない。
- (4) 定期積金契約は、積金者から掛金が条件どおり払込まれると、金融機関に給付契約金の支払義務が生じるが、掛金の払込が遅れても払込を強制する権利はないので「片務契約」である。
- (5) 定期積金は、貯金保険制度の付保対象商品である。

正解率 68%

正解 (3)

↳ **解 説**

- (1) 給付補てん金は利息ではなく、所得税法上は雑所得として取扱われる。し

たがって、(1)の記述は正しい。

- (2) 定期積金の鮮度比率（積金年齢）は、払込掛金残高と給付契約金との比率のことで、 $[\text{積金残高} \div \text{給付契約金}]$ によって求められ、鮮度比率が低い（積金年齢が若い）ほど将来の資金増加の見込みが高くなる。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 定期積金は当事者間の合意だけで成立する諾成契約であり、金融機関が定期積金口座開設申込書を受理すれば、第1回の掛金の払込がなくても契約は成立する。したがって、(3)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 定期積金契約は、積金者から掛金が条件どおり払込まれると、金融機関には給付契約金の支払義務が生じるが、掛金の払込が遅れても、金融機関には払込を強制する権利はないので「片務契約」である。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 定期積金は、貯金保険制度の付保対象商品である。したがって、(5)の記述は正しい。

定期積金の契約、受入れ、支払いや解約

問 33 定期積金の契約、受入、支払や解約について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 定期積金の掛金を、決まった掛込日より前に入金した場合、先掛日数等に応じて満期日を繰上げる取扱をする。
- (2) 満期日を経過した後に解約する場合は、給付契約金のほかに、満期日から解約日までの期間について、所定の利率による期限

後利息を支払う。

- (3) 満期日の給付補てん金の支払いにおいて、給付補てん金は利息ではないので、一律20.315%の源泉分離課税を適用されることはない。
- (4) 定期積金の掛金が自動振替扱いの場合、実務では振替特約日に証書がないまま入金処理されるので、証書等の交付は不要である。
- (5) 積金者が契約の途中で掛金の払込を中止し、そのまま満期日が到来したものを、一般に「中止満期」という。

正解率 57%

正解 (5)



解説

- (1) 定期積金の掛金を、決まった掛込日より前に入金した場合、満期日には、給付契約金額のほかに先掛割引金を支払うことになる。先掛日数等に応じて満期日を繰上げることはしない。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 満期日を経過した後に解約する場合は、給付契約金のほかに、満期日から解約日の前日までの期間について、所定の利率による期限後利息を支払う。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 満期日の給付補てん金は、所得税法上は雑所得として取扱われるが、20.315%の源泉分離課税が適用される。したがって、(3)記述は誤りである。
- (4) 定期積金の掛金が自動振替扱いの場合でも、定期積立契約がなされたことを証する証拠証券として、証書等を必ず交付しなければならない。したがって、(4)の記述は誤りである。

- (5) 積金者が契約の途中で掛金の払込を中止し、そのまま満期日が到来したものを、一般に「中止満期」と呼んでいる。したがって、(5)の記述は正しく、これが本問の正解である。

外貨預金（外貨貯金）

問 34 外貨預金（外貨貯金）について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 外貨預金には「為替リスク」が伴うので、金融商品販売業者は販売が行われるまでの間に顧客に対して、重要事項の説明が義務づけられている。
- (2) 外貨預金を預入した時点で1ドル＝100円だった為替レートが、解約時に1ドル＝103円になった場合、ドルに対する円が高くなったことを意味し、「円高」あるいは「ドル安」になったという。
- (3) 系統が取扱う外貨定期預金は「オープン型」であるが、為替リスク回避の手段として、期中に為替予約を1回だけ利用できる。
- (4) 外貨預金を払戻しの際に米ドル資金を円資金に転換するが、この時に適用される外国為替相場は、対顧客電信買相場（TTB）が用いられる。
- (5) 外貨預金は顧客に対して証書・通帳を発行せずに、その都度「預かり通知書」を発行するステートメント方式である。

正解率 72%

正解 (2)

解説

- (1) 外貨預金には、「為替リスク」が伴うので、金融商品販売業者は販売が行わ

れるまでの間に顧客に対して、市場リスク、信用リスク、権利行使期間・解約期間の制限などの重要事項の説明が義務づけられている。したがって、(1)の記述は正しい。

- (2) 外貨預金を預入した時点で1ドル＝100円だった為替レートが、解約時に1ドル＝103円になった場合、ドルに対する円が安くなったことを意味し、「円安」あるいは「ドル高」になったという。したがって、(2)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 系統が取扱う外貨定期預金は「オープン型」であるが、為替リスク回避手段として、期中に為替予約を1回だけ利用できる。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 外貨預金を払戻しの際に米ドル資金を円資金に転換するが、この時に適用される外国為替相場は、対顧客電信買相場（TTB）が用いられる。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 外貨預金は顧客に対して証書・通帳を発行せずに、その都度「預かり通知書」を発行するステートメント方式である。したがって、(5)の記述は正しい。

国債および個人向け国債

問 35 国債および個人向け国債について、正しいものを1つ選びなさい（なお、本問において、個人向け国債の発行期限が3年もの（個人向け国債3年）を「3年もの」、5年もの（個人向け国債5年）を「5年もの」、個人向け国債10年を「10年もの」という。）

- (1) 個人向け国債「3年もの」「5年もの」

「10年もの」とも、他の国債と同様、マル優（少額貯蓄非課税制度）、マル特（少額公債非課税制度）を利用できる。

- (2) 個人向け国債「5年もの」は変動金利、「10年もの」は固定金利である。
- (3) 個人向け国債は、途中で換金（中途換金）することができない。
- (4) 現在、JAの窓口で販売できる国債は、個人向け国債に限られる。
- (5) 長期国債（10年）の発行にあたってのシ団引受方式は、現在も継続されている。

正解率 57%

正解 (1)



解説

- (1) 個人向け国債「3年もの」「5年もの」「10年もの」とも、他の国債と同様、マル優（少額貯蓄非課税制度）、マル特（少額公債非課税制度）を利用できる。したがって、(1)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (2) 個人向け国債「5年もの」は固定金利、「10年もの」は変動金利である。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 個人向け国債の中途換金については、農林中金を經由し、日本銀行に売り渡すことで、中途換金が可能となる。ただし、個人向け国債は1年間、中途換金できない期間があるため、注意が必要である。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 現在、JAの窓口で販売できる国債は、新窓販国債と個人向け国債である。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 長期国債（10年）の発行にあたってのシ団引受方式は、平成18年度以降廢

止された。したがって、(5)の記述は誤りである。

クレジットカードとデビットカード

問 36 クレジットカードとデビットカードについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 各金融機関は個人取引のメイン化・決済口座の確保を進めるうえで、クレジットカードを主要ツールとして位置づけている
- (2) JAカードは、一体型カード（クレジットカード+ICキャッシュカード）を中心に据え、公共料金のカード決済をセットしJAカード稼働会員の獲得に注力していく必要がある。
- (3) クレジットカードの取引は、カード会社、加盟店、カード会員の3者間の取引である。
- (4) クレジットカードの利用代金は、毎月指定日に指定の貯金口座から口座振替で支払われるが、万一残高不足等で決済がなされない場合でも、クレジットカード機能に制限が加わることはない。
- (5) デビットカードは、即時決済で、貯金残高の範囲内でしか利用できないため、クレジットカードとは違い、使いすぎの心配をせずに利用できるメリットがある。

正解率 88%

正解 (4)



解説

- (1) クレジットカードは、今やショッピングだけでなく公共料金の支払など幅広く普及しており、各金融機関は個人取引のメイン化・決済口座の確保を進めるうえで、クレジットカードを主要ツールとして位置づけている。したがっ

て、(1)の記述は正しい。

- (2) JA カードは、一体型カード(クレジットカード+ICキャッシュカード)を中心に据え、あわせて公共料金のカード決済をセットすることで、JA カード稼働会員の獲得に注力していく必要がある。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) クレジットカードの取引は、カード会社、加盟店、カード会員の3者間の取引である。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) クレジットカードの利用代金は、毎月指定日に指定の貯金口座から口座振替で支払われるが、万一残高不足等で決済がなされない場合は、クレジットカードの機能に制限が加わるだけでなく、会員資格がカード有効期間内に失効したり、カードの更新が中止になることもある。したがって、(4)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) デビットカードは、即時決済で、貯金残高の範囲内でしか利用できないため、クレジットカードとは違い、使いすぎの心配をせずに利用できるメリットがある。したがって、(5)の記述は正しい。

●貯金業務関連知識と手形・小切手

貯金の譲渡・質入等

問 37 貯金の譲渡・質入等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金の譲渡は、譲渡人である貯金者と譲

受人の間に譲渡契約があれば、両者間で効力を生じるが、貯金譲渡の効力を組合または第三者に主張するためには、組合に譲渡の通知をするか、組合が承諾することが必要である。

- (2) 貯金の譲渡とは、貯金者が組合に預けてある貯金の返還請求権を、その同一性を保ちながら第三者との契約によって、その第三者に移転する財産処分行為のことである。
- (3) 貯金規定(譲渡性貯金を除く)において、貯金者は組合の承諾なしに貯金を質入することはできないことになっている。
- (4) 貯金の質入では、質権設定者は貯金者に限られ、質権者も貯金債務者(組合)に限られる。
- (5) 譲渡性貯金は、当初から譲渡可能な貯金として設計され、当然のことながら譲渡・質入できる。

正解率 31%

正解 (4)



解説

- (1) 貯金の譲渡は、譲渡人である貯金者と譲受人の間に譲渡契約があれば、両者間では効力を生じるが、この貯金譲渡の効力を組合またはその他の第三者に主張するためには、貯金者から組合に対して譲渡の通知をするか、または組合が承諾することが必要である。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 貯金の譲渡とは、貯金者が組合に預けてある貯金の返還請求権を、その同一性を保ちながら第三者との契約によって、その第三者に移転する財産処分行為のことで、貯金の債務者である組合からみれば、貯金者がAがBに変

わることになる。したがって、(2)の記述は正しい。

- (3) 貯金規定（譲渡性貯金を除く）において、貯金者は組合の承諾なしに貯金を質入することはできないとして、民法466号2項による譲渡禁止特約を付している。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 貯金の質入では、質権設定者は貯金者に限られるが、質権者は貯金債務者（組合）であるとは限らず、第三者である場合もある。したがって、(4)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 譲渡性貯金は、当初から譲渡可能な貯金として設計された貯金で、当然のことながら譲渡・質入できる。「債権は譲渡することができる」と定めた民法の規定がそのまま適用されている。したがって、(5)の記述は正しい。

貯金に対する強制執行

問 38 貯金に対する強制執行について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 確定判決など請求権の存在と範囲を表示した文書で、法律により執行力が認められたものを債務名義といい、強制執行手続は債務名義がなければ行うことができない。
- (2) 強制的に換価処分する方法には、強制執行手続と担保権実行がある。
- (3) 転付命令とは、差押えた債務者の第三債務者に対する債権を支払に代えて券面額をもって差押債権者に移転させる裁判所の命令である。
- (4) 同じ貯金について差押の競合があると、

第三債務者である組合は差押えられた貯金を差押債権者に対し支払できなくなり、その貯金を供託所に供託しなければならない。

- (5) 転付命令は貯金者と組合の双方に送達されるが、貯金者に送達されてから2週間を経過したときに確定して効力を生ずる。

正解率 61%

正解 (5)



解説

- (1) 裁判所の確定判決など請求権の存在と範囲を表示した文書で、法律により執行力が認められたものを債務名義といい、強制執行手続は債務名義がなければ行うことができない。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 強制的に換価処分する方法には、強制執行手続と担保権実行がある。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 転付命令とは、差押えた債務者の第三債務者に対する債権を支払に代えて券面額をもって差押債権者に移転させる裁判所の命令である。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 同じ貯金について差押の競合があると、第三債務者である組合は差押えられた貯金を差押債権者に対して支払うことはできなくなり、その貯金を供託所に供託しなければならない。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 転付命令は貯金者と組合の双方に送達されるが、貯金者に送達されてから1週間を経過したときに確定して効力を生ずる。したがって、(5)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

相 続 制 度

問 39 相続制度について、正しいものを

1つ選びなさい。

- (1) 相続財産については、共有説と合有説との理論上の対立があるが、判例は合有説の立場をとっている。
- (2) 法定相続人には、被相続人と血族関係にある者および配偶者があるが、民法が定めている第1順位の相続人は、子と父母、配偶者である。
- (3) 相続放棄は代襲相続できないが、廃除や相続欠格は代襲相続はできる。
- (4) 配偶者・直系卑属・直系尊属・兄弟姉妹が、遺留分権利者になることができる。
- (5) 被相続人との婚姻の届をしていない、いわゆる内縁関係の夫婦にも、お互いに相続権がある。

正解率 27%

正解 (3)

解説

- (1) 相続財産については、共有説と合有説の理論上の対立があるが、判例は共有説の立場をとっている。共有説によれば、相続財産は民法で定める相続人の相続分どおり分割され、各相続人はその持分の処分について、自由に権利の行使ができるというものである。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 法定相続人には、被相続人と血族関係にある者および配偶者があるが、民法が定めている第1順位の相続人は、子と配偶者である。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 相続放棄は代襲相続できないが、廃

除も相続欠格も代襲相続はできる。したがって、(3)の記述は正しく、これが本問の正解である。

- (4) 遺留分権利者は、配偶者・直系卑属・直系尊属だけであって、兄弟姉妹は相続人になることはできるが、遺留分権利者になることはできない。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 配偶者は、被相続人との婚姻を届出ている戸籍上の夫婦関係にある者でなければならぬ。婚姻の届をしていないいわゆる内縁関係の夫婦には、お互いに相続権がない。したがって、(5)の記述は誤りである。

貯 金 の 相 続 手 続

問 40 貯金の相続手続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金者の死亡届が提出されたとき、または死亡した事実を知ったときは、まず死亡者に帰属する貯金を確認し支払差止措置をとる。
- (2) 貯金者が死亡したことを渉外担当者は知っていたが、貯金担当者に連絡しなかったことにより貯金を払戻した場合、たとえ貯金担当者は善意であっても、組合としては過失責任を問われる。
- (3) 相続貯金について、遺産分割が行われるまでの間に、貯金の払戻しの請求があったときは、相続人全員が連署した書類によって行うのが原則的な取扱である。
- (4) 遺言に基づく貯金の取扱いの申出があった場合、その遺言に対して関係者間で争いがあるような場合は、遺言書だけを過信することなく家庭裁判所の調停・審判によ

て、貯金の帰属が明確になるのを待って、支払に応ずるような慎重な配慮が必要である。

- (5) 相続手続前に相続人の一部から葬儀費用のため貯金の一部について払戻請求があった場合、組合の善管義務を盾に支払を謝絶することが必要である。

正解率 87%

正解 (5)



解説

- (1) 貯金者の死亡届が提出されたとき、または死亡した事実を知ったときは、まず死亡者に帰属する貯金を確認し、無権利者に払戻さないように注意することが大切で、死亡者名義の貯金について支払差止措置をとる必要がある。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 貯金者が死亡したことを渉外担当者は知っていたが、貯金担当者に連絡しなかったことにより貯金を払戻した場合、たとえ貯金担当者は善意であっても、組合としては過失責任を問われる。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 相続貯金について、遺産分割が行われるまでの間に、貯金の払戻しの請求があったときは、相続人全員が連署した書類によって行うのが原則的な取扱いである。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 遺言に基づく貯金の取扱いの申出があった場合、その遺言に対して関係者間で争いがあるようなときは、家庭裁判所の調停・審判によって、貯金の帰属が明確になるのを待って、支払に응ずるような慎重な配慮が必要である。したがって、(4)の記述は正しい。

- (5) 顧客の葬儀費用払戻請求に対し、組合の善管義務を盾にとって拒否し続けることは、その後の取引に悪影響を及ぼしかねず、相続人の確認などをしたうえで葬儀費用払戻依頼書に可能な限り多くの相続人の連署を求め、連署した相続人の法定相続分の合計金額を上限として申出にに応じてよい。したがって、(5)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

手形(手形行為)・小切手(小切手行為)の特性

問 41 手形(手形行為)・小切手(小切手行為)の特性について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形・小切手には、金額が必ず書かれているので、金銭債権的証券という性質がある。
- (2) 手形行為・小切手行為には独立性があり、これを手形行為独立の原則、小切手行為独立の原則という。
- (3) 約束手形の振出人に対する約束手形所持人の支払請求権は、支払期日から2年である。
- (4) 手形・小切手の再遡求権は、受戻した日または訴を受けた日から6か月である。
- (5) 記名証券は裏書によって譲渡が可能なもの、不可能なものがあり、裏書譲渡ができるものを指図証券という。

正解率 36%

正解 (3)



解説

- (1) 手形・小切手には、金額が必ず書かれているので、金銭債権的証券という性質がある。したがって、(1)の記述は正しい。

- (2) 手形行為・小切手行為には独立性があり、これを手形行為独立の原則、小切手行為独立の原則という。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 約束手形の振出人に対する約束手形所持人の支払請求権は、支払期日から3年である。したがって、(3)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 手形・小切手の再遡求権は、受戻した日または訴を受けた日から6か月である。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 記名証券は裏書によって譲渡が可能なものと、不可能なものがあり、裏書譲渡ができるもののことを指図証券という。したがって、(5)の記述は正しい。

約束手形の要件等

問 42 約束手形の要件等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形面に記載すると、記載した事項だけでなく、手形全体が無効になってしまう事項を有害的記載事項という。
- (2) 支払期日のうち「一覧後定期払」とは、手形に特定の日を記入せずに、手形所持人が支払呈示した日を支払期日とするものである。
- (3) 振出人が法人の場合、法人の名称のみを記載し届出印章を押した振出は無効とされている。
- (4) 振出地が記載されていない約束手形は、振出人の名称に付記されている地において振出されたものとみなされる。
- (5) 手形面に金額が二重に記載されている場合は、当座勘定規定により、所定の金額欄に書かれた方の金額を手形金額とする。

正解率 36%

正解 (2)

解説

- (1) 手形面に記載すると、記載した事項だけでなく、手形全体が無効になってしまう事項を有害的記載事項という。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 支払期日のうち「一覧後定期払」とは、手形所持人が支払のため呈示してから、その手形に記載された一定期間が経過した日を支払期日とするものである。したがって、(2)の記述は誤りで、これが本問の正解である。
- (3) 振出人が法人の場合、法人の名称のみを記載し届出印章を押した振出は無効とされている。必ず法人名のほかに法人を代表して手形を振出した者の代表資格とその氏名を表示し、かつ代表者の届出印章を押す必要がある。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 振出地が記載されていない約束手形は、振出人の名称に付記されている地において振出されたものとみなされる。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 手形面に金額が二重に記載されている場合は、当座勘定規定により、所定の金額記載欄に書かれた方の金額を手形金額とする。したがって、(5)の記述は正しい。

白地手形、約束手形の裏書

問 43 白地手形および約束手形の裏書について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 未完成の白地手形をそのまま金融機関に

呈示することは、有効な呈示といえない。

- (2) 金融機関は、確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載がないものが呈示された場合、顧客にその都度連絡して当座勘定から引き落さなければならない。
- (3) 裏書の日付は必ず記載するよう手形法で規定されている。
- (4) 手形の場合、特定の手形所持人だけに主張できる抗弁を物的抗弁と呼び、誰に対しても主張できる抗弁のことを人的抗弁と呼ぶ。
- (5) 手形法では、裏書によって裏書人は、譲受人とその後者に対して、手形の支払を担保する義務を負う旨を定めているが、これを裏書の資格授与的効力という。

正解率 57%

正解 (1)



解説

- (1) 未完成の白地手形をそのまま金融機関に呈示することは、有効な呈示とはいえない。金融機関としては、白地を補充してから再度呈示してほしいと要求することもできる。また、支払呈示は、呈示期間内にされなければならないという制限がある。したがって、(1)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (2) 金融機関は、確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載がないものが呈示された場合、顧客にその都度連絡しないで当座勘定から引き落とすことができるように、当座勘定規定で約定されている。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 手形法は、裏書の必要的記載事項を

裏書文言と裏書人の署名のみとしており、それ以外の記載事項を有益的（任意的）記載事項とし、裏書の日付は記載されなくても差し支えない旨定めている。したがって、(3)の記述は誤りである。

- (4) 手形の場合、特定の手形所持人だけに主張できる抗弁を人的抗弁と呼び、無効手形の抗弁のように、誰に対しても主張できる抗弁のことを物的抗弁という。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 手形法では、裏書によって裏書人は、譲受人とその後者に対して、手形の支払を担保する義務を負う旨を定めている。これを裏書の担保的効力という。したがって、(5)の記述は誤りである。

約束手形の支払い

問 44 約束手形の支払について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形上の権利は約束手形用紙に約束手形要件を記入することで発生し、約束手形に裏書することで移転する。
- (2) 確定日払の約束手形の支払呈示期間は、支払期日を含む3取引日以内である。
- (3) 手形は通常の金銭債権と違い、取立債務とされている。
- (4) 約束手形を支払呈示期間経過後に支払場所である金融機関に支払呈示しても、手形所持人は遡求権を行使できる。
- (5) 約束手形の振出人は、手形上の債務者として絶対的な支払義務を負っており、手形上の権利が時効で消滅しない限り手形債務はなくなる。

正解率 64%

正解 (4)

解説

- (1) 手形上の権利は約束手形用紙に約束手形要件を記入することで発生し、約束手形に裏書することで移転する。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 確定日払の約束手形の支払提示期間は、支払期日を含む3取引日以内である。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 手形は通常の金銭債権と違い、取立債務とされている。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 約束手形上の権利者(所持人)は、振出人から手形金を支払ってもらえなかった場合、裏書人に対して支払ってほしいと請求できる権利(遡求権)を持っているが、約束手形を支払提示期間経過後に支払場所である金融機関に支払提示すると、手形所持人は遡求権を行使できなくなる。したがって、(4)の記述は誤りで、これが本問の正解である。
- (5) 約束手形の振出人は、手形上の債務者として絶対的な支払義務を負っており、手形上の権利が時効で消滅しない限り手形債務はなくなる。したがって、(5)の記述は正しい。

為替手形の仕組み、約束手形との相違点

問 45) 為替手形の仕組み、約束手形との相違点について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 為替手形は支払約束証券であるが、約束手形は支払委託証券である。
- (2) 引受提示は、通常、手形面に記載された

支払場所で行われるが、支払提示は、支払人の営業所または住所で行われる。

- (3) 約束手形には「支払機能」と「信用機能」があるが、為替手形には、①約束手形と同様の機能のほか、②送金機能と、③取立機能がある。
- (4) 為替手形の引受の方法には、「引受」またはこれと同一の意味を持つ文言を記載して署名する略式引受と、為替手形上に署名するだけの正式引受がある。
- (5) 為替手形の引受によって、支払人は引受人となり、手形上の債務者となって、支払期日に手形金の支払をする義務を負い、しかも支払期日から2年間は、所持人はいつでも引受人に支払請求ができる。

正解率 49%

正解 (3)

解説

- (1) 為替手形は支払委託証券であり、約束手形は支払約束証券である。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 引受提示は、通常、支払人の営業所または住所で行われるが、支払提示は、手形面に記載された支払場所で行われる。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 約束手形には「支払機能」と「信用機能」があるが、為替手形には、①約束手形と同様の機能のほか、②送金機能と、③取立機能がある。したがって、(3)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (4) 為替手形の引受の方法には、「引受」またはこれと同一の意味を持つ文言を記載して署名する正式引受と、為替手形上に署名するだけの略式引受がある。

したがって、(4)の記述は誤りである。

- (5) 為替手形の引受によって、支払人は引受人となり、手形上の債務者となって、支払期日に手形金の支払をする義務を負う。しかも、支払期日から3年間は、所持人はいつでも引受人に支払請求をすることができる。したがって、(5)の記述は誤りである。

小切手の振出・譲渡・支払い

問 46 小切手の振出・譲渡・支払について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 小切手は「支払の用具」であり、直ちに支払が受けられるものでなければならず、当然に一覧払いとされている。
- (2) 小切手の金融機関への呈示は、振出日から起算して10日のうちに行なければならない。
- (3) 小切手の振出日は、実際の振出日でなくてもよく、また先日付であっても差し支えない。
- (4) 小切手は振出人が金融機関に対して支払を委託して発行される有価証券で、為替手形と同じく支払委託証券である。
- (5) 交換呈示された記名式小切手または指図式小切手の裏書に不備があっても、受取人口座に入金されたことが明らかであれば、実務上は持出金融機関による入金証明によって、不渡返還を免れることができる。

正解率 28%

正解 (2)

解説

- (1) 小切手は「支払の用具」であり、直ちに支払が受けられるものでなければ

ならず、当然に一覧払とされている。したがって、(1)記述は正しい。

- (2) 小切手の金融機関への呈示は、振出日の翌日から起算して10日のうちに行なければならない。したがって、(2)の記述は誤りで、これが本問の正解である。
- (3) 小切手の振出日は、実際の振出日でなくてもよく、また、先日付であっても差し支えない。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 小切手は、振出人が金融機関に対して支払を委託して発行される有価証券で、為替手形と同じく支払委託証券である。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 交換呈示された記名式小切手または指図式小切手の受取人口座に入金されたことが明らかであれば、裏書に不備があっても、実務上は持出金融機関による入金証明という方法によって、不渡返還を免れることができる。したがって、(5)の記述は正しい。

線 引 小 切 手

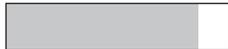
問 47 線引小切手について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 小切手法上、「一般線引」を「特定線引」にすることも、「特定線引」を「一般線引」にすることも認められている。
- (2) 小切手の表面上に引かれた2条(2本)の平行線のなかに、特定の金融機関名を記入したものを、特定線引小切手という。
- (3) 一般線引小切手の効力は、①支払先が制限されること、②金融機関が小切手を受入れる相手方も制限されることである。

- (4) 一般線引の線引自体を抹消して線引のない小切手にしたり、被指名金融機関の名称を抹消することは認められていない。
- (5) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができる旨、当座勘定規定で特約している。

正解率 85%

正解 (1)



解説

- (1) 一般線引を特定線引にすることは、小切手の支払が受けられる者の範囲を狭くするわけで、小切手法上認められている。しかし、特定線引を一般線引にすることは、逆に小切手の支払が受けられる者の範囲を拡大することになり、小切手法上は禁止されている。したがって、(1)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (2) 小切手の表面上に引かれた2条(2本)の平行線のなかに、特定の金融機関名を記入したものを、特定線引小切手という。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 一般線引小切手にした場合の効力は、①支払先が制限されること、②金融機関が小切手を受入れる相手方も制限されることである。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 一般線引の線引自体を抹消して線引のない小切手にしたり、被指名金融機関の名称を抹消することは認められていない。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができる旨、

当座勘定規定で特約している。したがって、(5)の記述は正しい。

手形・小切手の紛失

問 48 手形・小切手の紛失について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 手形・小切手の紛失者が約束手形・小切手の振出人や為替手形の引受人でない場合でも、金融機関に対して、絶対に支払わないよう要求することができる。
- (2) 小切手を紛失した場合、事故届を提出すればその小切手の呈示期間経過後でなくとも支払委託の取消の効果が生じる。
- (3) 自己宛小切手を紛失した場合、金融機関は発行依頼人からの紛失申出を受けて、支払委託の取消等を理由とする支払拒絶をすることができる。
- (4) 手形を紛失した場合、公示催告・除権決定によって紛失手形を無効にする必要があるが、公示催告は手形記載の支払地を管轄している簡易裁判所に申立てる。
- (5) 除権決定が確定すると、紛失手形は無効になるが、紛失した手形を所持している者は手形所持人としての形式的資格は失わない。

正解率 59%

正解 (4)



解説

- (1) 手形・小切手の紛失者が約束手形・小切手の振出人や為替手形の引受人でない場合、この紛失者の届出は、届出を受けた金融機関に、無権利者に対して支払わないよう注意してもらうだけであって、金融機関に対して、絶対に

- 支払わないよう要求することはできない。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 小切手を紛失した場合、その小切手の呈示期間経過後でなければ支払委託取消の効力が生じない。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 自己宛小切手を紛失した場合、振出人も支払人も金融機関自身であり、たとえ発行依頼人からの紛失申出であっても、支払委託の取消等を理由とする支払拒絶はできない。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 手形を紛失した場合、公示催告・除権決定によって紛失手形を無効にする必要があるが、公示催告は、手形記載の支払地を管轄している簡易裁判所に申立てる。したがって、(4)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (5) 除権決定が確定すると、紛失手形は無効になり、紛失した手形を所持している者は手形所持人としての形式的資格を失う。したがって、(5)の記述は誤りである。

手形交換制度、取引停止処分制度

問 49 手形交換制度・取引停止処分制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

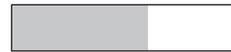
- (1) 手形交換所の事業、構成員、手形交換手続、取引停止処分などの手形交換制度運営に関する諸事項を定めたものが手形交換所規則である。
- (2) 参加金融機関が手形交換に持出すことができる証券類は、手形・小切手・利札・郵便為替証書・配当金領収書に限られている。
- (3) 手形交換所の参加金融機関間における交

換戻の決済は、日本銀行の本・支店（日本銀行のないところは、その手形交換所の幹事金融機関）にある各金融機関の口座で行う。

- (4) 取引停止処分は、手形交換所参加金融機関から手形交換所に対し、6か月以内に2回の不渡届が提出されたときに行われる。
- (5) 参加金融機関が手形交換所に持出す「手形」（交換証券類の総称）には、すべて交換印を押さなければならない。

正解率 60%

正解 (2)



解説

- (1) 手形交換所の事業、構成員、手形交換手続、取引停止処分などの手形交換制度運営に関する諸事項を定めたものが手形交換所規則である。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 参加金融機関が手形交換に持出すことができる証券類は、利札・郵便為替証書・配当金領収証、その他金額が確定した証券で、当該金融機関が領収すべき権利の明らかなものであれば、持出できる。手形・小切手は、手形交換に必ず持出さなければならない証券類である。したがって、(2)の記述は誤りで、これが本問の正解である。
- (3) 手形交換所の参加金融機関間における交換戻の決済は、日本銀行の本・支店（日本銀行のないところは、その手形交換所の幹事金融機関）にある各金融機関の口座で行う。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 取引停止処分は、手形交換所参加金融機関から手形交換所に対し、6か月

以内に2回の不渡届が提出されたときに行われる。したがって、(4)の記述は正しい。

- (5) 参加金融機関が手形交換所に持出す「手形」(交換証券類の総称)には、すべて交換印を押さなければならないという規定がある。したがって、(5)の記述は正しい。

手形・小切手の不渡届、不渡手形の返還方法等

問 50 手形・小切手の不渡届、不渡手形の返還方法等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 依頼返却とは、一度交換のために持出した「手形」(交換証券類の総称)を持出金融機関と持帰金融機関とが協議のうえ、返還することをいう。
- (2) 第2号不渡事由には、契約不履行、印鑑(署名鑑)相違、詐取などがあり、これらに該当する場合は異議申立が認められている。
- (3) 第1号不渡事由と第2号不渡事由が重複した場合は、第1号不渡事由が優先するが、第1号不渡事由と第2号不渡事由のうちの偽造または変造とが重複した場合には、第2号不渡届を提出する。
- (4) 手形交換所の参加金融機関は、取引停止処分を受けた取引先について、信用が著しく回復したときは、手形交換所に取引停止処分の解除を請求することができる。
- (5) 不渡手形・小切手の返還方法について、東京手形交換所規則では、逆交換返還と店頭返還があり、逆交換返還は交換日の翌々営業日の手形交換において持出銀行あての持出手形に組み入れる。

正解率 13%

正解 (5)

解説

- (1) 依頼返却とは、一度交換のため持出した「手形」(交換証券類の総称)を持出金融機関と持帰金融機関とが協議のうえ、返還することをいう。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 第2号不渡事由には、契約不履行、印鑑(署名鑑)相違、詐取などがあり、これらに該当する場合は異議申立が認められている。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 第1号不渡事由と第2号不渡事由が重複した場合は、第1号不渡事由が優先する。ただし、第1号不渡事由と第2号不渡事由のうちの偽造または変造とが重複した場合には、第2号不渡届を提出する。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 手形交換所の参加金融機関は、取引停止処分を受けた取引先について、信用が著しく回復したときは、手形交換所に取引停止処分の解除を請求することができる。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 不渡手形・小切手の返還方法について、東京手形交換所規則では、逆交換返還と店頭返還があり、逆交換返還は交換日の翌営業日に行われる手形交換において持出銀行あての持出手形に組み入れる方法である。したがって、(5)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

正解番号一覧表

問題番号	正解番号								
1	5	11	2	21	5	31	4	41	3
2	3	12	4	22	3	32	3	42	2
3	2	13	5	23	2	33	5	43	1
4	5	14	3	24	5	34	2	44	4
5	4	15	4	25	1	35	1	45	3
6	3	16	2	26	3	36	4	46	2
7	1	17	5	27	5	37	4	47	1
8	2	18	1	28	3	38	5	48	4
9	4	19	4	29	4	39	3	49	2
10	1	20	2	30	5	40	5	50	5